

## 目 次

### ◎会議録第1号（6月11日）議案説明

|  |    |
|--|----|
| 開 会  | 5  |
| 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告                                      | 5  |
| 開 議  | 7  |
| 日程第2 会議録署名議員の指名  | 8  |
| 日程第3 会期の決定   | 8  |
| 日程第4 報告第 2号 平成30年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について             | 8  |
| 日程第5 報告第 3号 平成30年度松前町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について             | 9  |
| 日程第6 報告第 4号 平成30年度松前町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について      | 10 |
| 日程第7 報告第 5号 平成30年度松前町水道事業会計予算繰越計算書の報告について              | 11 |
| 日程第8 報告第 6号 平成30事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告について               | 12 |
| 日程第9 請願第 1号 日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出について    | 15 |
| 日程第10 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例等の一部を改正する条例）      | 16 |
| 日程第11 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） | 18 |
| 日程第12 議案第22号 松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  | 19 |
| 日程第13 議案第23号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  | 20 |

|          |        |  |    |
|----------|--------|--|----|
| 日程第14    | 議案第24号 | 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… | 22 |
| 日程第15    | 議案第25号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例……………                   | 23 |
| 日程第16    | 議案第26号 | 松前町介護保険条例の一部を改正する条例……………                         | 24 |
| 日程第17    | 議案第27号 | 松前町森林環境譲与税基金条例……………                              | 25 |
| 日程第18    | 議案第28号 | 動産の買入れについて（小型動力ポンプ積載車）……………                      | 26 |
| 日程第19    | 議案第29号 | 令和元年度松前町一般会計補正予算（第2号）……………                       | 28 |
| 日程第20    | 議案第30号 | 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）……………                 | 28 |
| 日程第21    | 議案第31号 | 令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………                | 28 |
| 日程第22    | 議案第32号 | 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）……………                   | 28 |
| 日程第23    | 議案第33号 | 令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）……………                | 28 |
| 日程第24    | 議案第34号 | 令和元年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）……………                     | 28 |
| 散 会…………… |        |  | 32 |



◎会議録第2号（6月17日）一般質問

|          |                 |  |    |
|----------|-----------------|--|----|
| 開 議…………… |                 |  | 36 |
| 日程第1     | 会議録署名議員の指名…………… |  | 36 |
| 日程第2     | 一般質問            |  |    |
|          | 8番 藤岡 緑議員……………  |  | 36 |
|          | 3番 金澤 浩議員……………  |  | 44 |
|          | 9番 加藤 博徳議員…………… |  | 57 |
|          | 4番 影岡 俊範議員…………… |  | 69 |
| 散 会…………… |                 |  | 74 |



◎会議録第3号（6月24日）委員長報告

|       |   |
|-------|---|
| 開 議   | 79  |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名 79   |
| 日程第2  | 請願第 1号 日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名<br>・批准することを求める意見書の提出に<br>ついて 79     |
| 日程第3  | 議案第22号 松前町特別職の職員で非常勤のもの<br>の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改<br>正する条例 80   |
| 日程第4  | 議案第23号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営<br>に関する基準を定める条例の一部を改正<br>する条例 81    |
| 日程第5  | 議案第24号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及<br>び運営に関する基準を定める条例の一部<br>を改正する条例 82 |
| 日程第6  | 議案第25号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部<br>を改正する条例 83                       |
| 日程第7  | 議案第26号 松前町介護保険条例の一部を改正する条<br>例 84                             |
| 日程第8  | 議案第27号 松前町森林環境譲与税基金条例 85                                      |
| 日程第9  | 議案第29号 令和元年度松前町一般会計補正予算（第<br>2号） 86                           |
| 日程第10 | 議案第30号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計<br>補正予算（第1号） 86                     |
| 日程第11 | 議案第31号 令和元年度松前町後期高齢者医療特別会<br>計補正予算（第1号） 86                    |
| 日程第12 | 議案第32号 令和元年度松前町介護保険特別会計補正<br>予算（第1号） 86                       |
| 日程第13 | 議案第33号 令和元年度松前町公共下水道事業特別会<br>計補正予算（第1号） 86                    |
| 日程第14 | 議案第34号 令和元年度松前町水道事業会計補正予算<br>（第1号） 86                         |
| 日程第15 | 議案第35号 北公民館耐震補強建築主体工事請負契約<br>の締結について 92                       |

|       |        |                            |     |
|-------|--------|----------------------------|-----|
| 日程第16 | 議案第36号 | 松前中学校改築先行建築主体工事請負契約の締結について | 97  |
| 日程第17 | 議員派遣の件 |                            | 98  |
| 閉 議   |        |                            | 99  |
| 町長挨拶  |        |                            | 99  |
| 閉 会   |        |                            | 100 |

6月11日（第1号）

## 令和元年松前町議会第2回定例会会議録

令和元年6月11日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|              |                |              |
|--------------|----------------|--------------|
| 1 番 住 田 英 次  | 2 番 田 中 周 作    | 3 番 金 澤 浩    |
| 4 番 影 岡 俊 範  | 5 番 稲 田 輝 宏    | 6 番 城 村 トキ子  |
| 7 番 村 井 慶太郎  | 8 番 藤 岡 緑      | 9 番 加 藤 博 徳  |
| 10 番 八 束 正   | 11 番 岡 井 馨一郎   | 12 番 早 瀬 武 臣 |
| 13 番 三 好 勝 利 | 14 番 伊 賀 上 明 治 |              |

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 岡 本 靖   |
| 副 町 長         | 升 田 年 紀 |
| 教 育 長         | 本 馬 毅   |
| 総 務 部 長       | 和 田 欣 也 |
| 保健福祉部長        | 大 政 哲 志 |
| 産業建設部長        | 松 岡 謙 三 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 仲 島 昌 二 |
| 総 務 課 長       | 大 川 康 久 |
| 財 政 課 長       | 合 田 光 隆 |
| 税 務 課 長       | 米 澤 浩 樹 |
| 福 祉 課 長       | 山 田 運   |
| 町 民 課 長       | 重 松 修 平 |

|                  |         |
|------------------|---------|
| 保 険 課 長          | 小 池 良 治 |
| 健 康 課 長          | 早 瀬 晴 美 |
| ま ち づ く り<br>課 長 | 横 山 眞 史 |
| 産 業 課 長          | 平 村 展 章 |
| 上 下 水 道 課 長      | 仙 波 晴 樹 |
| 会 計 課 長          | 楠 田 匡 志 |
| 学 校 教 育 課 長      | 住 田 民 章 |
| 社 会 教 育 課 長      | 黒 田 泰 弘 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|                  |         |
|------------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長      | 塩 梅 淳   |
| 議 会 事 務 局 記<br>書 | 徳 本 敏 子 |

令和元年松前町議会第2回定例会

議 事 日 程 表 No. 1

|       |              |   |               |
|-------|--------------|---|---------------|
|       | 令和元年6月11日(火) | 午前9時30分                                       | 開議            |
|       | 開 会          |   |               |
| 日程第1  | 町長挨拶並びに諸般の報告 |   |               |
|       | 開 議          |   |               |
| 日程第2  | 会議録署名議員の指名   |   |               |
| 日程第3  | 会期の決定        |   |               |
| 日程第4  | 報告第 2号       | 平成30年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告<br>について            |               |
|       | 上程           | 報告  | 質疑            |
| 日程第5  | 報告第 3号       | 平成30年度松前町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告<br>について            |               |
|       | 上程           | 報告  | 質疑            |
| 日程第6  | 報告第 4号       | 平成30年度松前町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰<br>越計算書の報告について     |               |
|       | 上程           | 報告  | 質疑            |
| 日程第7  | 報告第 5号       | 平成30年度松前町水道事業会計予算繰越計算書の報告に<br>ついて             |               |
|       | 上程           | 報告  | 質疑            |
| 日程第8  | 報告第 6号       | 平成30事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告につ<br>いて              |               |
|       | 上程           | 報告  | 質疑            |
| 日程第9  | 請願第 1号       | 日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを<br>求める意見書の提出について   |               |
|       | 上程           |   | 委員会付託(総務産業建設) |
| 日程第10 | 議案第20号       | 専決処分の承認を求めることについて(松前町税条例等<br>の一部を改正する条例)      |               |
|       | 上程           | 提案理由説明  | 質疑 討論 採決      |
| 日程第11 | 議案第21号       | 専決処分の承認を求めることについて(松前町国民健康保<br>険税条例の一部を改正する条例) |               |
|       | 上程           | 提案理由説明  | 質疑 討論 採決      |
| 日程第12 | 議案第22号       | 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に                    |               |



|             |                  |   |               |
|-------------|------------------|---|---------------|
|             |                  | 関する条例の一部を改正する条例                                   |               |
| 上程<br>日程第13 | 提案理由説明<br>議案第23号 | 質疑<br>松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例    | 委員会付託（総務産業建設） |
| 上程<br>日程第14 | 提案理由説明<br>議案第24号 | 質疑<br>松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 委員会付託（文教厚生）   |
| 上程<br>日程第15 | 提案理由説明<br>議案第25号 | 質疑<br>災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例                   | 委員会付託（文教厚生）   |
| 上程<br>日程第16 | 提案理由説明<br>議案第26号 | 質疑<br>松前町介護保険条例の一部を改正する条例                         | 委員会付託（文教厚生）   |
| 上程<br>日程第17 | 提案理由説明<br>議案第27号 | 質疑<br>松前町森林環境譲与税基金条例                              | 委員会付託（文教厚生）   |
| 上程<br>日程第18 | 提案理由説明<br>議案第28号 | 質疑<br>動産の買入れについて（小型動力ポンプ積載車）                      | 委員会付託（総務産業建設） |
| 上程<br>日程第19 | 提案理由説明<br>議案第29号 | 質疑<br>令和元年度松前町一般会計補正予算（第2号）                       | 討論 採決         |
| 上程<br>日程第20 | 提案理由説明<br>議案第30号 | 質疑<br>令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                 | 委員会付託（予算決算）   |
| 上程<br>日程第21 | 提案理由説明<br>議案第31号 | 質疑<br>令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                | 委員会付託（予算決算）   |
| 上程<br>日程第22 | 提案理由説明<br>議案第32号 | 質疑<br>令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）                   | 委員会付託（予算決算）   |
| 上程<br>日程第23 | 提案理由説明<br>議案第33号 | 質疑<br>令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）                | 委員会付託（予算決算）   |
| 上程<br>日程第24 | 提案理由説明<br>議案第34号 | 質疑<br>令和元年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）                     | 委員会付託（予算決算）   |
| 上程          | 提案理由説明           | 質疑  | 委員会付託（予算決算）   |

午前9時30分 開会

○議長（八束 正） ただいまから令和元年松前町議会第2回定例会を開会します。

~~~~~

#### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（八束 正） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

梅雨の季節を迎え、町内の田んぼは田植えの準備にいそむ農家の方々の活気に満ちており、黄金色のはだか麦から鮮やかな緑色の水田に変わり始めました。今年も植えられた苗が順調に育ち、実り多い秋が迎えられるよう願っております。

本日、令和元年松前町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきありがとうございました。

本議会におきましては、令和元年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、平成から令和に変わり、新たな時代の幕が開きました。令和には、人々が美しく心を寄せ合う中で、新しい文化、新しい時代を切り開いていくという思いが込められています。

松前町固有の歴史や文化、四季折々の自然などをしっかりと次の時代へと引き継ぎながら、町民の皆様とともに松前町の新しい時代が希望に満ちあふれたものとなるよう、誇れるライフトアウンの実現に取り組んでまいります。

それでは、令和元年第2回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、防災対策について申し上げます。

もうすぐ梅雨に入り、台風やゲリラ豪雨など雨が多くなる時期を迎えます。去年は自然災害が非常に多い年になり、本県でも南予地方を中心に甚大な被害が発生しました。

また、一昨年の台風18号では、本町でも重信川が戦後最高水位を記録し、初めて避難勧告を発令する事態となりました。いつ発生するか分からない災害に備えるため、迅速かつ適切な現場対応、水防技術の向上など、より一層の防災・減災力の強化が必要です。

そこで、先月12日に国土交通省四国地方整備局、愛媛県、重信川流域市町が合同で約800人の参加のもと、重信川総合水防演習を重信川河川敷で実施しました。自主防災組織は準備土のうの作製を、消防団は漏水対策として月の輪工法やシート張り工法などの水防工法を実施し、水防技術の向上に取り組みました。

また、先月23日には国、県、県警、消防署、消防団とともに防災パトロールを実施し、

町内の施設等を巡回し、水害危険箇所の確認を行いました。

こうした日頃の訓練の積み重ねや危険箇所の確認等の重要性を改めて感じているところであり、今後も松前町全体の防災意識、技術の向上に努めてまいります。

また、今年度からは防災行政無線の放送内容を登録制メールや防災アプリによる通知など放送以外の手段で一斉に送信することが可能となり、迅速かつ的確に町民の皆様には防災情報を伝えられるようになりました。広報やホームページなどでメールの登録方法等をお知らせしておりますので、是非、登録制メールや防災アプリを利用いただき、いざというときに備えていただければと思います。

このほか、近年全国で大規模な地震や集中豪雨によって下水道施設が多く被災し、住民の生活に多大な影響を及ぼしていることから、先月22日に県及び県内17市町と全国上下水道コンサルタント協会とで災害時における下水道施設復旧支援協力に関する協定を締結いたしました。

この協定は、下水道施設が被災した際に点検、調査、清掃、修繕等の支援協力の要請を迅速かつスムーズに行うためのものであり、これにより効果的かつ効率的な復旧が可能となります。今後も災害発生時に備え、県、市町及び関係団体との連携協力体制の強化を図ってまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

今年度4月から運転免許証自主返納支援事業を開始しました。

これは、65歳になった後に運転免許証を自主返納した方に対し、公共交通機関の乗車券等を交付することにより自主返納しやすい環境を整え、自主的に運転免許証を返納していただくことで高齢運転者による交通事故の発生を未然に防ぐために実施するものです。

5月末現在70件の申請を受け付けており、予想を上回る申請をいただいております。

現在松前町では、高齢者事故率が高い水準で推移しておりますので、引き続き本事業の周知啓発を行うとともに、より自主返納しやすい環境を整備し、高齢運転者による交通事故の発生抑制を図り、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

次に、駐輪場の整備について申し上げます。

先月17日に伊予市と共同で実施しましたJR伊予横田駅駐輪場の整備が完了しました。これまで駐輪場には屋根がなく、雨天時には雨にぬれながら雨具の脱ぎ着をしたり、夏には炎天下で焼けついたサドルにまたがらなくてはならなかったり、利用者の皆様に大変御不便をおかけしていましたが、今回屋根を設置したことにより、快適に利用いただけるようになりました。あわせて照明を設置しましたので、夜間の防犯対策も強化することができました。

次に、松前町のイメージアップ戦略について申し上げます。

イメージアップ戦略第5弾として、昨年度から制作に着手しておりました松前町プロモ

ーションビデオが今月完成いたしました。

このプロモーションビデオは、松前町イメージソング「まさき色の風」をBGMに、町内の名所や四季折々の美しい風景など松前町の魅力をたっぷり詰め込んだビデオになりました。

今回制作したプロモーションビデオは、今申し上げました基本バージョンのほかに海外への発信用として、この基本バージョンに英語、フランス語、中国語の各字幕をつけた外国語バージョン、歌のないゆったりとしたBGMに乗せて町内を紹介するインストバージョン、そして町内3つの小学校の全クラスの子どもたちが「まさき色の風」を歌う町内小学校全クラス歌唱バージョンの計6種類です。

今後は、プロモーションビデオをYouTubeで配信するほか、松山中央商店街でのストリートビジョンでの放映、エミフルMASAKI内のテレビモニターでの放映など町の魅力を町内外に広く発信して本町の知名度向上と交流人口の増加に努めてまいります。

次に、健康づくりの推進について申し上げます。

今年度から、第2次松前町健康づくり計画において課題となっている壮年期、中年期の肥満や運動不足を解消するため、65歳未満の壮年期、中年期を対象とした「ゼロからはじめるジョギング教室」を開催しています。対象者に関心の高いジョギングを取り入れることで、多くの方に参加していただいているところです。

このジョギング教室は、今年度20回の開催を予定しており、第1回目は先月13日に松前公園で、定員30名のところ40名の方に参加をいただき、オリンピックである土佐礼子さんをゲストにお迎えして開催しました。

マラソンとの出会いやオリンピックのお話のほかジョギング指導をしていただき、参加者のモチベーションが高められるとともに貴重な体験をしていただくことができました。

今後、運動と栄養の複合プログラムを展開して、健康づくりのために必要な知識を普及するとともに運動習慣の定着化を図り、生活習慣病の発症、重症化予防に取り組んでまいります。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には報告案件5件、専決処分の承認2件、条例案件6件、予算案件6件、その他議決を求めるもの1件、合わせて20件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（八束 正） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

12番早瀬武臣議員、13番三好勝利議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（八束 正） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る6月4日の議会運営委員会で協議の結果、本日から6月24日までの14日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月24日までの14日間と決定しました。

~~~~~

## 日程第4 報告第2号 平成30年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（八束 正） 日程第4、報告第2号平成30年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第2号平成30年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容につきましては、合田財政課長に説明をさせます。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、報告第2号について補足して説明いたします。

報告書の2ページをお開きください。

平成30年度一般会計繰越明許費につきましては、平成30年度補正予算において繰越限度額を決定していただきましたが、令和元年度への繰越額が確定しましたので、報告するものです。

なお、繰越計算書の金額欄は、補正予算で承認された限度額となっています。

初めに、2款1項総務管理費のJR伊予横田駅駐輪場整備は、都市計画法における市街化調整区域の立地基準について県との協議に時間を要したため、年度内での完成が見込め

ず881万円を繰越しました。

次の、3款1項社会福祉費のプレミアム付商品券は、国の補正に伴い3月補正で計上したもので、商品券の印刷及び電算システム構築などに時間を要することから235万7,000円を繰越しました。

次の、5款1項農業費の土地改良事業は、地元との設計協議に時間を要したため、年度内での完成が見込めず550万円を繰越しました。

次の、6款1項商工費の松前町プロモーションビデオ製作は、四季折々の風景撮影や編集に不測の日数を要したため、年度内での完成が見込めず194万4,000円を繰越しました。

次の、7款2項道路橋りょう費の土地調査委託は、土地所有者との協議に時間を要したため、年度内での完成が見込めず220万円を繰越しました。

続いて、道路橋点検は、河川管理者との協議に時間を要したため、年度内での完成が見込めず196万円を繰越しました。

次の、町道整備事業は、隣接工事との調整やJR四国との施工協議に時間を要したことなどにより、年度内での完成が見込めず2億1,638万3,000円を繰越しました。

次の、3項河川費の早船川排水機場改修は、仮設敷地の協議に時間を要したため、年度内での完成が見込めず7,027万8,000円を繰越しました。

次の、6項住宅費のブロック塀改修は、入居者との調整に時間を要したため、年度内での完成が見込めず259万2,000円を繰越しました。

続いて、9款1項教育総務費の小中学校空調設備設置は、年度内での工期が短いため、年度内での完成が見込めず5億3,154万7,000円を繰越しました。

次の、3項中学校費の岡田中学校教室扉改修は、3月補正予算に計上したもののため、年度内での完成が見込めず1,930万円を繰越しました。

この結果、限度額9億1,629万8,000円に対し、翌年度繰越額は5,342万7,000円減の8億6,287万1,000円となりました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第3号 平成30年度松前町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（八束 正） 日程第5、報告第3号平成30年度松前町一般会計事故繰越し繰越計

算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第3号平成30年度松前町一般会計事故繰越し繰越計算書について報告いたします。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものです。

内容につきましては、合田財政課長に説明をさせます。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、報告第3号について補足して説明いたします。

報告書の4ページをお開きください。

平成30年度一般会計事故繰越し繰越計算書になります。

4款1項保健衛生費の健康づくり計画進行管理ですが、第2次松前町健康づくり計画の計画書印刷について、計画の最終案が完成した後に中間評価の結果により計画内容の見直しと計画書の大幅な修正が必要となり、計画書印刷業務の年度内の完了が見込めなくなりました。支出負担行為は行っていましたが、年度内に支出ができなかったために49万7,000円を事故繰越ししたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

報告第3号を終わります。

~~~~~

**日程第6 報告第4号 平成30年度松前町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）**

○議長（八束 正） 日程第6、報告第4号平成30年度松前町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第4号平成30年度松前町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容につきましては、仙波上下水道課長に説明をさせます。

○議長（八束 正） 仙波上下水道課長。

○上下水道課長（仙波晴樹） 報告第4号について御説明いたします。

報告書の6ページをお開きください。

平成30年度の公共下水道事業特別会計繰越明許費については、平成30年度補正予算において繰越限度額の議決をいただいておりますが、令和元年度への繰越額が確定したことにより報告いたします。

なお、繰越計算書の金額欄は補正予算で承認された限度額となっております。

2款2項公共下水道建設費の管渠建設事業は、繰越限度額に比べ3,203万8,000円減の1億2,720万5,000円を繰越しました。

内訳といたしまして、委託料で筒井・南黒田地区管渠等詳細設計業務1件、工事請負費で汚水南黒田中小路地区管渠工事第3工区、同第4工区、汚水北黒田堅田地区管渠工事第4工区、北黒田堅田地区上水道管布設替工事第4工区の計4件です。

繰越しの理由といたしましては、委託業務につきましては管渠等のルート選考、工法選定及び行政境における施工協議に日数を要し、年度内での完成が見込めなくなったものです。

工事につきましては、4件とも近接で施工していました工事の調整に時間を要し、工事の着手が遅れたことにより、年度内での完成が見込めなくなったものです。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

報告第4号を終わります。

~~~~~

**日程第7 報告第5号 平成30年度松前町水道事業会計予算繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）**

○議長（八束 正） 日程第7、報告第5号平成30年度松前町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第5号平成30年度松前町水道事業会計予算繰越計算書について報告いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

内容につきましては、仙波上下水道課長に説明をさせます。

○議長（八束 正） 仙波上下水道課長。



○上下水道課長（仙波晴樹） 報告第5号について説明いたします。

報告書の8ページをお開きください。

平成30年度水道事業会計予算の繰越しについて、令和元年度への繰越額が確定したことにより報告いたします。

1款1項建設改良費第6次拡張事業、予算計上額5,500万円、翌年度繰越額3,000万円を繰越しました。内訳といたしまして、委託料の仮称松前町浄水場整備事業基本設計業務1件です。

繰越しの理由といたしまして、関係機関等との協議や調整に日数を要し、年度内での完成が見込めなくなったものです。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

報告第5号を終わります。

~~~~~

**日程第8 報告第6号 平成30事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告について（上程、報告、質疑）**

○議長（八束 正） 日程第8、報告第6号平成30事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第6号平成30事業年度松前町土地開発公社収支決算について報告いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものです。

内容につきましては、合田財政課長に説明をさせます。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、報告第6号について補足して説明いたします。

報告書の12ページをお開きください。

初めに、1の概要ですが、平成30事業年度土地造成事業は行いませんでした。

次に、2の理事会の決議事項、次のページになります、3の役員に関する事項及び4の行政官庁認可事項は、それぞれ記載のとおりとなっております。

続いて、14ページから公社の決算状況になります。

14ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出は、公社の事業活動に伴う収益と費用になります。平成30事業年度の収入ですが、第1款第1項受取利息の決算額は8,567円で、収入金額も同額です。

次に、支出ですが、第1款1項販売費及び一般管理費の決算額は3万9,040円で、理事会及び幹事会の開催経費になります。

次の、2款1項予備費での支出はありませんでしたので、支出額合計は3万9,040円でした。

次の15ページは、決算の収支明細書になりますので、御参照ください。

続いて、16ページを御覧ください。

16ページは、平成30事業年度の損益計算書で、公社の営業成績を明らかにするものです。

まず、1の事業収益と2の事業原価は該当がなく、事業総利益はありませんでした。

次に、3の販売費及び一般管理費は3万9,040円で、同額が事業損失になります。

次の、4の事業外収益は、受取利息で8,567円となり、5の事業外費用は該当がありませんでした。

この結果、3万473円が事業損失となり、当期純損失も同額となりました。

続いて、17ページからは事業年度末における貸借対照表で、公社の財政状況を明らかにするものです。

まず、左側の資産の部では、1の流動資産のうち現金及び預金は1,183万9,192円、開発中土地が5,540万6,866円で、流動資産合計は6,724万6,058円となっています。このうち、開発中土地は南黒田工業団地造成事業に係る支出額となっています。

続いて、右側の負債の部ですが、事業資産として借入れている長期借入金5,262万5,000円が負債金額になります。

次に資本の部ですが、1の資本金は松前町からの出資金500万円が資本金額合計となります。

次の準備金は、前期繰越準備金の965万1,531円から当期純損失の3万473円を差し引いた962万1,058円となっています。

この結果、資本合計は1,462万1,058円になり、また負債資本合計は6,724万6,058円となり、左側の資産合計の額と一致します。

次の18ページからは、平成30事業年度中におけるキャッシュ・フロー計算書になります。

これは、事業年度における現金及び現金同等物の動きを活動区分ごとに整理したもので、期間中の現金等の増減と期末残高を示すものです。

なお、現金同等物は、定期預金については満期日が3か月以内のものを対象としている

ため、6の現金及び現金同等物期末残高と、前のページにあります貸借対照表の流動資産での現金及び預金との額は一致していません。

このほか、20ページの財産目録については、公社が保有する全ての資産と負債を整理したもので、17ページでお示しした貸借対照表にある財産の関係を再度掲載したものになります。御参照をお願いします。

次に、附属明細書ですが、22ページから25ページはここまで説明いたしました決算書類の参考資料として添付させていただいております。

最後の26ページになりますが、決算審査意見書を添付しています。なお、当決算につきましては、本年5月14日にて土地開発公社理事会を開催し、決算認定を受けております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 土地開発公社についてお尋ねします。

もう10年以上前に南黒田の工業団地でこれが立ち上がったと思うんですけど、今は聞いたところによると道後平野とかで何年かいろえんというような話なんですけど、これはいつまで続けていくようなお考えなんですか。一旦休止というふうな形も考えとるんかどうかというのをお聞かせ願いたいんですが。

○議長（八束 正） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 南黒田工業団地につきましては、鳥ノ木北団地の住民の方から出された懸念案件につきまして、松前町の対応方法などを説明する全体会議、全体説明会を何度か行っております。その中でも、全体説明会に出席されてない住民の方が多数おられますので、今現在伊予市の職員と一緒に出席されてない方も含めて個々の意見を聴取しております。

今後は、できるだけ早く全体の意見を取りまとめた上で、伊予市との交渉に入りたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 以前も同じような質問させていただいて、同じような回答や思うんですけど、もう10年以上たつと思うんですけど、全然進捗というんは、今なるべく早くうちゅうことなんですけど、もう10年以上たつて全然進展がないようなんですけど、この土地開発公社はいつまで持続していくもんか、そこらも今後の土地開発公社の在り方をお聞きしたいんですが。

○議長（八束 正） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 先ほど申し上げましたように、南黒田工業団地につきましては長年たっておりますけれども、まだ推進できるとかできないとかという結論が出ておりませんので、それを早目に判断した上で、今後の対策を考えていきたいと考えています。

（7番村井慶太郎議員「開発公社はいつまで続けるように」の  
声あり）

○議長（八束 正） もう一回、いつまでにということで。

松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 南黒田工業団地が推進できるかできないかという判断がつくまでは、開発公社をそのまま存続させていただけたらと考えています。

以上です。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 南黒田工業団地、できるだけということなんやけど、その進捗率というか、報告とはちょっとずれるとは思いますが、今どういうふうな形で工業団地が進んでいきよるんか、そこらをちょっと聞かせていただいたら助かるんですが。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 南黒田工業団地については、議員がおっしゃるように一旦中断をしたような格好になっておりましたが、私が町長になりまして、これは是非とも工業団地をつくろうという方向にまた切りかえまして、それから調査も行い、反対のあった伊予市の団地の皆様にも説明をするという作業を今続けているところであります。

ただ、道前道後平野の第2期事業が完成をしました関係で、8年間の受益地についての開発はできないという現状がありまして、令和4年までは開発の着手ができないという状況がございます。その間に下準備を進めるなり農政サイドとの協議、都市計画関係の協議、こういうのを進めて、開発ができる時期には着手ができるような形で進めていくということで、今まちづくり課を中心に準備を進めているところですので、一応事業はやっていこうという意思に基づいて進めているところですので、その間は土地開発公社はそのまま存続して置いておくということにしております。ということで、御理解をいただいたらと思います。

○議長（八束 正） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 報告第6号を終わります。

~~~~~

日程第9 請願第1号 日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出について（上程、委員会付託（総務産業建

設) )

○議長（八束 正） 日程第9、請願第1号日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出についてを議題とします。

請願につきましては、お手元にお配りしております請願書の写しのとおりです。

お諮りします。

請願第1号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本請願は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第10 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例等の一部を改正する条例）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第10、議案第20号専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第20号について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、松前町税条例等の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町税条例等の一部を改正する条例を専決第2号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、米澤税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（八束 正） 米澤税務課長。

○税務課長（米澤浩樹） 専決第2号について補足して説明をいたします。

議案書は27ページから、参考資料は1ページから改正の概要を記載しておりますので、お開きください。

今回の改正は、平成31年度税制改正によるもので、改正の主なものとして19項目を改正の概要として挙げています。

それでは、参考資料により各税目ごとに説明をさせていただきます。

まず、個人住民税に関する主なものとして、第24条第1項の改正は、子どもの貧困に対応するため、現行の個人住民税の非課税の範囲が拡大され、児童扶養手当を受けており、前年の合計所得が135万円以下である単身児童扶養者、いわゆるひとり親が追加されまし

た。これは、令和3年度分以後の個人住民税から適用されます。

その下、第34条の7の改正は、ふるさと納税の見直しです。

令和元年6月1日以後に支出された寄附金について適用されるものです。特例控除額の控除対象となる寄附金については、総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金とし、その返礼品の返礼割合が3割以下で、かつ返礼品を地場産品とすることとされました。

次に3段目、第36条の2の改正は、先ほどの第24条第1項の単身児童扶養者が追加されたことにより、給与で年末調整の適用を受ける者が申告書を提出するときは、その記載事項を一定の記載によることとされました。

4段目、同条の3の2第1項、その下の同条3の3の改正は、給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、それぞれ扶養親族申告書に記載することが追加されました。

その下、第36条の4第1項の改正は、第36条の2の改正に伴う規定の整備です。

次に、附則の改正です。

議案書は30ページから、参考資料は2ページからとなります。

附則第7条の3の2は、住宅借入金特別控除に係る控除期間の拡充と申告要件の見直しに関する規定の整備です。

次に、議案書は31ページ、参考資料は続きで、附則第7条の4から附則第10条の2までは、寄附金税額控除における特例控除額の特例規定の整備です。

次に、議案書36ページ、参考資料は続きで、附則第10条の3第6項は、高規格堤防の整備に伴う建替家屋の固定資産税を減額する規定が追加されました。

次に、軽自動車税に関する主なものとして、議案書は47ページ、参考資料は続きで、附則第15条の2と、議案書は48ページ、参考資料は1つ飛んでいただきまして、3ページの附則第15条の6は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車税環境性能割を非課税とする規定が新設され、税率を1%減とする規定が追加されました。

次に、議案書47ページ、参考資料2ページに戻っていただきまして、附則第15条の2の2は、環境性能割に係る賦課徴収の特例規定が追加されました。

次に、議案書は49ページから、参考資料は続きで、附則第16条及び16条の2の改正は、軽自動車税の種別割グリーン化特例の税率等を見直したものです。

その他、説明を省略した箇所につきましては、地方税法等の一部改正に伴う語句及び引用条文の改正を行ったものです。

なお、この条例の施行日ですが、附則第1条1号から5号に定める日以外は平成31年4月1日です。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。  
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。  
採決を行います。  
議案第20号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第11 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第11、議案第21号専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第21号について提案理由を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決第3号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、米澤税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（八束 正） 米澤税務課長。

○税務課長（米澤浩樹） 専決第3号について補足して説明をいたします。

議案書は63ページから、参考資料は5ページに改正の概要を記載しておりますので、お聞きください。

今回の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことにより、松前町国民健康保険税条例の一部を改正したものです。

議案書の65ページ、第2条第2項の改正ですが、参考資料の5ページの表を御覧ください。資料中の表は、右側が現行制度で左側が改正後です。

第2条第2項の改正は、課税限度額について基礎課税額、いわゆる医療給付費分保険税について、課税限度額を58万円から61万円に引き上げるものです。

次の6ページをお願いいたします。

第23条の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、算定方法の変更を行ったもので、5割軽減では軽減基準額を27万5,000円から28万円に、2割軽減では軽減基準額を50万円から51万円に引き上げるものです。

なお、この条例は平成31年4月1日より施行となり、令和元年度分以後の国民健康保険税から適用となります。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第21号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第22号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（八束 正） 日程第12、議案第22号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第22号について提案理由を申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、投票管理者等の報酬額を改定するため、所要の改正を行うものです。



内容につきましては、和田総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願  
いいたします。

○議長（八束 正） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） それでは、議案第22号について補足して説明をいたします。

議案書は67ページ、参考資料は7ページをお願いします。

今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選  
挙執行時の投票管理者等の報償額を改定するものです。

それでは、参考資料で説明させていただきます。7ページの1の表を御覧ください。

投票管理者、期日前投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人がそれぞれ200円増  
額となり、順に1万2,800円、1万1,300円、1万800円、1万800円、1万900円となりま  
す。また、期日前投票立会人、開票立会人、選挙立会人については、それぞれ100円増額  
の9,600円、8,900円、8,900円に改定するものです。

なお、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第22号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任  
委員会へ付託しました。

~~~~~

**日程第13 議案第23号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説  
明、質疑、委員会付託（文教厚生））**

○議長（八束 正） 日程第13、議案第23号松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第23号について提案理由を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所  
要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく  
お願いいたします。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第23号について補足して説明いたします。

今回の一部改正された家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令は、松前町家  
庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める際に、従うべき基準に該当すること  
から、基準省令に準じて改正を行っております。

主な改正点は4点あり、その内容について説明いたします。

議案書の69ページをお開きください。

まず1点目は、条例第6条第4項に規定する、家庭的保育事業者等による卒園後の受け  
皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、連携施設の確  
保を不要とすること。第6条第5項では、不要とする場合、家庭的保育事業者等は利用定  
員が20名以上である企業主導型保育事業に係る施設、または地方自治体が運営費支援を行  
っている認可外保育施設であって、町長が適当と認めるものを卒園後の受け皿の連携協力  
を行うものとして適切に確保しなければならないとしております。

次に、2点目になりますので、議案書70ページをお開きください。

第45条第2項では、満3歳以上の児童を受け入れている保育型事業所内保育事業所につ  
いて、町長が適当と認めるものについては卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を  
不要とすることを規定しております。

次に、71ページになります。

附則第2条第2項では、食事の提供の経過措置が適用されている事業者のうち、家庭的  
保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業についても、自園調理の原則を猶  
予する期間を10年とすること。

最後になりますが、附則第3条では特例保育所型事業所内保育事業者を除く家庭的保育  
事業者等の連携施設に関する経過措置の期限を5年から10年に延長することを規定してお  
ります。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上です。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第23号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第14 議案第24号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(八束 正) 日程第14、議案第24号松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第24号について提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(八束 正) 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長(大政 哲志) それでは、議案第24号について補足して説明いたします。

今回の条例改正は、放課後児童健全育成事業に配置する支援員が受ける研修について、研修の実施者を追加するものです。

議案書の73ページをお開きください。

第10条第3項に規定している従来の都道府県知事が行う研修に、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を追加するものです。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上です。

○議長(八束 正) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第24号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第15 議案第25号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(八束 正) 日程第15、議案第25号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第25号について提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(八束 正) 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長(大政哲志) それでは、議案第25号について補足して説明いたします。

今回の条例改正の主な内容は、議案書76ページにあります。

条例第14条災害援護資金の貸付利率について、災害弔慰金の支給等に関する法律改正により、年3%以内で市町村が条例で定める率となったことから、据置期間経過後の利率を、延滞の場合を除き無利子とすること。

同14条貸付金の償還については、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正により、月賦償還が追加されたこと。

第16条保証人については、同施行令で規定されていた保証人について条例に委ねられたことから追加したものです。

なお、この条例は公布の日から施行することとしておりますが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律の施行令の施行日が平成31年4月1日であることから経過措置を設けております。

以上です。

○議長(八束 正) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第25号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第16 議案第26号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(八束 正) 日程第16、議案第26号松前町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第26号について提案理由を申し上げます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令により、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、所得の少ない第1号被保険者の介護保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の保険料率を定め、並びに改元に伴い規定整備をするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(八束 正) 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長(大政哲志) それでは、議案第26号について補足して説明いたします。

今回の条例改正の主な内容は、本年10月からの消費税率10%の引き上げにあわせ、平成27年4月から実施されている低所得者の保険料軽減を強化するものです。

参考資料の9ページをお開きください。

9ページの1にある表を御覧いただいたらと思います。

まず、第1段階の被保険者は、本則では基準額に0.5を乗じた額としておりますが、平成27年から基準額に0.45を乗じた額を軽減しておりましたが、今回の改正により、基準額に0.375を乗じる額に改めます。

第2段階及び第3段階の被保険者については、今回新たに設けるもので、第2段階では基準額に乘じる率を0.65から0.525へ、第3段階では0.75から0.725へ軽減いたします。

そのほか、改元に伴い所要の改正を行うものです。

議案書の80ページをお開きください。

条例第2条第6項では、第1段階の被保険者の保険料額について規定し、同条第7項では第2段階の被保険者、同第8項では第3段階の被保険者の保険料額を規定しています。

なお、この条例は公布の日から施行し、軽減についての規定は平成31年4月1日から適

用することとしております。

以上でございます。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第26号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第17 議案第27号 松前町森林環境譲与税基金条例（上程、提案理由説明、  
質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（八束 正） 日程第17、議案第27号松前町森林環境譲与税基金条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第27号について提案理由を申し上げます。

国から譲与される森林環境譲与税を、木材の利用の促進に関する施策に要する経費に充てることを目的として、松前町森林環境譲与税基金を設置するため、新たに制定するものです。

内容につきましては、松岡産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） それでは、議案第27号について補足して説明をいたします。

議案書81ページ、参考資料11ページから13ページを御覧ください。

2015年に合意されたパリ協定の枠組みのもと、我が国における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、本年4月1日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、本年9月から森林環境譲与税が譲与されることになりました。

本町では、森林環境譲与税を基金として積立て、木材の利用の促進に要する費用に充てるため、松前町森林環境譲与税基金条例を新たに制定するものです。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。  
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

議案第27号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

ここで10時50分まで休憩をいたします。

午前10時34分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（八束 正） 再開をいたします。

~~~~~

日程第18 議案第28号 動産の買入れについて（小型動力ポンプ積載車）（上  
程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第18、議案第28号動産の買入れについて（小型動力ポンプ積載車）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第28号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものです。

内容につきましては、合田財政課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願  
いいたします。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、議案第28号動産の買入れについて（小型動力ポンプ積載車）の補足説明を行います。

議案書は83ページになりますが、参考資料にて説明いたしますので、参考資料の15ページをお開きください。

購入物品は、小型動力ポンプ積載車、普通トラック2台（新立班、本村班）で、入札日は令和元年5月20日、納入期限は令和2年1月31日、納入場所は伊予郡松前町大字筒井809番地1の松前消防署になります。

入札は指名競争入札で実施し、入札指名業者は株式会社岩本商会、有限会社愛媛芝浦ポンプ商会、愛媛日産自動車株式会社松山インター店、小川ポンプ工業株式会社愛媛支社、株式会社音次商会、株式会社四国消防、株式会社新日本ライフテック、松山興産株式会社、株式会社ヤマダの計9社。そのうち、松山興産株式会社が辞退いたしましたので、8社にて入札を行いました。

入札の結果、予定価格内の最低金額で応札した、松山市南江戸1丁目2番26号の株式会社ヤマダが1,101万6,000円で落札し、現在仮契約を行っています。

次に、購入物品の概要について御説明いたします。

次の16ページから18ページにかけて物品購入の仕様書を記載しています。

車両としては、平成31年もしくは令和元年に製造された国産車で、総排気量2,000ccクラスのガソリン車を消防用に艤装するもので、乗車定員は後部補助席を含め10名、駆動方式は二輪駆動です。この車両には、2に記載される33種類の取付品と9種類の付属品が装備されます。

次の、19ページ及び20ページは、現在使用されている新立班及び本村班の車両の写真となります。

続いて、21ページは、今回の納入予定車両の参考として平成26年度に納車されました南黒田班の写真をつけています。

22ページは、今回の入札の執行表になります。

ここに記載されている金額は、税抜きの金額となっており、物品購入の予定価格は公表していないため記載しておりません。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） お尋ねしたいんですけど、この新しくなって今度は古いやつです、旧の。旧の車はどういうふうにされるんですか。

○議長（八束 正） 大川総務課長。

○総務課長（大川康久） 旧の古い車両につきましては、廃車の予定となっております。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 伊予消防のはしご車とかそんなのは、海外の方に提供するようになってるけど、もう旧の消防自動車は廃車ということでそれでいいんですか。

○議長（八束 正） 大川総務課長。

○総務課長（大川康久） 消防団車両につきましては、海外等に使用するような予定はございません。



○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） それには、その廃車費用的なものはないんですか。

○議長（八束 正） 大川総務課長。

○総務課長（大川康久） 廃車費用も含めて、この仕様の方に入っております。

○議長（八束 正） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第28号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第29号 令和元年度松前町一般会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第20 議案第30号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第21 議案第31号 令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第22 議案第32号 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第23 議案第33号 令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第24 議案第34号 令和元年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（八束 正） 日程第19、議案第29号令和元年度松前町一般会計補正予算第2号、日程第20、議案第30号令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号、日程第21、議案第31号令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、日程第22、議

案第32号令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号、日程第23、議案第33号令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第1号及び日程第24、議案第34号令和元年度松前町水道事業会計補正予算第1号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第29号から議案第34号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書1ページをお開きください。

令和元年度松前町一般会計補正予算第2号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ3億848万5,000円を追加し、総額を109億6,581万4,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により御説明いたします。

参考資料の23ページをお開きください。

安全・安心・快適な松前町を目指して、環境の保全のため、松前町総合福祉センター、松前公園体育館及び松前総合文化センターの省エネルギー化を推進するための支援業務を専門業者に委託するとともに、これらの施設の省エネルギー改修工事を実施します。

次に、健やかでやさしい松前町を目指して、消費税率の引き上げが低所得世帯や3歳未満の子が属する世帯の消費に与える影響を緩和し、地域福祉の充実を図るため、商工会に委託してプレミアム付商品券の販売を実施します。

また、子育て支援の充実のため、町内の認定こども園の施設整備を行う事業者に対する助成について、国の交付基準額の改定及び国と町の負担割合の変更に伴い、補助金を増額するほか、岡田小学校放課後児童クラブの駐車場用地として購入を予定している土地の不動産鑑定を行います。

そのほか、幼児教育・保育が無償化されることに伴い、子ども・子育てシステム及び障害者自立支援システムの改修を行います。

次に、豊かでにぎわいのある松前町を目指して、農水産業の振興のため、老朽化した揚水施設など土地改良施設の改修を行うことにより、労力の軽減や維持管理に係る経費の節減を図り、農業経営の安定化を図ります。

また、愛媛県の育成品種である紅い雫やさくらひめの種苗の購入や、品質向上のための機械の導入費用等の一部を助成し生産拡大を図るほか、人・農地プランに位置付けられた中心経営体等に対して、農業用機械の取得等に係る経費の一部を助成することにより、地域農業の担い手となる経営体の育成を図ります。

次に、飛躍を支える松前町の基盤づくりを目指して、定住促進に向けた取組の推進のた

め、愛媛新聞社が新たに企画する若者の県内就職促進プロジェクトにおいて松前町をPRするとともに、松前町での仕事やふだんの生活スタイルを紹介し、就職した後の暮らしをイメージしやすくすることで松前町への若者の定住促進を図ります。

また、道路、交通網の充実のため、避難路・緊急輸送路として西古泉筒井線の整備や老朽化が進む橋梁の予防保全型の維持管理を行うほか、通学路等の拡幅整備等を行うことにより、安全・安心・快適に通行ができる道づくりを推進します。

次に、みんなで力を出し合う松前町を目指して、コミュニティの育成のため、地域のコミュニティ施設の整備などに対して助成を行い、地域住民が便利で快適に過ごせる場づくりに取り組み、コミュニティ活動の活性化を図るほか、活力ある地域づくりや地域コミュニティの発展のために活動する団体に対して補助金を交付し、魅力あるまちづくりを推進します。

このほか、人事異動に伴う職員給与等の調整及び確定している不用額の減額補正等を行っています。

なお、6月補正予算の財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が2億7,252万1,000円、一般財源が3,596万4,000円となっています。

予算の議案書33ページをお開きください。

議案第30号令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ236万1,000円を追加し、総額を34億6,087万8,000円とするものです。

予算の議案書47ページをお開きください。

議案第31号令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、既定の予算から歳入歳出それぞれ137万2,000円を減額し、総額を4億4,861万7,000円とするものです。

予算の議案書61ページをお開きください。

議案第32号令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号は、既定の保険事業勘定の予算から歳入歳出それぞれ207万9,000円を減額し、総額を27億7,841万5,000円とするものです。

予算の議案書77ページをお開きください。

議案第33号令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第1号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ499万2,000円を追加し、総額を8億6,062万3,000円とするものです。

予算の議案書91ページをお開きください。

議案第34号令和元年度松前町水道事業会計補正予算第1号は、既定の予算に収益的支出において78万8,000円を追加し、資本的支出において2万5,000円を減額するものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

議案第29号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第29号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会に付託しました。

議案第30号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第30号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会に付託しました。

議案第31号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第31号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第32号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第32号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第33号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第33号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会に付託しました。

議案第34号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第34号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会に付託しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午前11時9分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 早 瀬 武 臣

松前町議会議員 三 好 勝 利

6月17日（第2号）

## 令和元年松前町議会第2回定例会会議録

令和元年6月17日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 住田 英次  | 2番 田中 周作   | 3番 金澤 浩   |
| 4番 影岡 俊範  | 5番 稲田 輝宏   | 6番 城村 トキ子 |
| 7番 村井 慶太郎 | 8番 藤岡 緑    | 9番 加藤 博徳  |
| 10番 八束 正  | 11番 岡井 馨一郎 | 12番 早瀬 武臣 |
| 13番 三好 勝利 | 14番 伊賀上 明治 |           |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |       |
|---------------|-------|
| 町 長           | 岡本 靖  |
| 副町長           | 升田 年紀 |
| 教育長           | 本馬 毅  |
| 総務部長          | 和田 欣也 |
| 保健福祉部長        | 大政 哲志 |
| 産業建設部長        | 松岡 謙三 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 仲島 昌二 |
| 総務課長          | 大川 康久 |
| 財政課長          | 合田 光隆 |
| 税務課長          | 米澤 浩樹 |
| 福祉課長          | 山田 運  |
| 町民課長          | 重松 修平 |

|                  |         |
|------------------|---------|
| 保 険 課 長          | 小 池 良 治 |
| 健 康 課 長          | 早 瀬 晴 美 |
| ま ち づ く り<br>課 長 | 横 山 眞 史 |
| 産 業 課 長          | 平 村 展 章 |
| 上 下 水 道 課 長      | 仙 波 晴 樹 |
| 会 計 課 長          | 楠 田 匡 志 |
| 学 校 教 育 課 長      | 住 田 民 章 |
| 社 会 教 育 課 長      | 黒 田 泰 弘 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|                  |         |
|------------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長      | 塩 梅 淳   |
| 議 会 事 務 局 記<br>書 | 徳 本 敏 子 |



令和元年松前町議会第2回定例会

議事日程表

No.2

令和元年6月17日(月)

午前9時30分

開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(提出順位)

午前9時30分 開議

○議長（八束 正） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

14番伊賀上明治議員、1番住田英次議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（八束 正） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いします。

8番藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました8番藤岡緑でございます。通告書の中の件名ごとにお聞きして、更に中身が分かれている場合については順に回答をいただき、また再質問する場合は一問一答でお願いしたいと思います。

それでは、まず最初に幼い子どもの安心・安全についてということでお聞きしたいと思います。

先月の、大津市で散歩中だった保育園児らの列に車が突っ込み大きな交通事故となった事件で、幼い命が犠牲になり、同行の保育士や子どもたちも何人もけがをいたしました。

このような交通事故の件数は、総合分析センター集計によると、過去5年間に541人がけがをして、死者も4人いたとのこと。事故を起こした車の種類は、乗用車が全体の62%、自転車等の軽車両が13%、トラックなどの貨物車が12%と続いています。

個別の状況は明確には分かりませんが、専門家によると園児が被害に遭う事故は、園の近くではかの保護者の送迎車両にはねられたり、保護者が荷物などで手をつなげなかったりしている状況で巻き込まれたりするケースもあるとの指摘もあります。

また、休日などで園に直接関係ない遊びや買い物などで、歩行中に交通事故に遭い死亡した園児は35人、負傷は4,529人だという集計も出ています。

幼い子どもを交通事故からどう守るか、背が低い園児たちにとってドライバーからはとても見えにくいわけですし、また子どもの行動は予測不可能な面もあります。

いま一度、保育園や幼稚園での安全対策の見直しや、園外に出た際の移動ルートの再点検を求めたいところですが、町としての考えをお聞きしたいと思います。

まず、最初です。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

山田福祉課長。

○福祉課長（山田 運） 幼い子どもの安心・安全についてお答えします。

町立保育所では、あらかじめお散歩コースを定めたお散歩マップを作成しており、散歩に出かける際には事前に現地確認を行い、マップの危険箇所や注意すべき場所を再確認した上で出かけています。

また、遠足などで新たな場所に行く場合も、職員が現地の状況を事前に確認して安全確保に努めています。

そのほか、子どもたちに交通安全の習慣を身につけさせるために、毎月の保育士による交通安全指導と、年1回伊予警察署職員を講師に迎えての交通安全教室を実施しています。

また、子どもの送迎を行う保護者にも交通安全に対する意識を高めてもらうことを目的に、伊予警察署職員を講師に迎えて、保護者に対し交通安全講話を実施しています。

現在、全国で多発する交通事故を受け、お散歩マップの危険箇所を再点検して、信号待ちをするためのスペースの狭い交差点などは通らないようにするなど、安全性の高いコースに変更をしているところです。

あわせて、今後地域の方々との連携を更に深め、保育所と地域が一緒になって子どもたちを見守り、子どもたちの安全を確保する体制づくりを進めていきます。

今後も、交通環境の変化や道路状況を把握した上で、子どもたちが安全に外出できるように取り組んでまいります。

以上です。

○議長（八束 正） 住田学校教育課長。

○学校教育課長（住田民章） 幼稚園児の通園や園外活動における交通事故対策についてお答えをいたします。

各幼稚園では、今まで発達段階に応じて、園児に対し交通ルールや道路の歩き方、登園、降園の際には保護者と手をつないで歩くことなどを指導するなど安全指導に努めてきました。今回の大津市の事故を受け、各幼稚園に対し園児の命を守る体制づくりを強化するよう指示をしました。

各幼稚園では指示を受けて、園外活動のときには経路の見直し、特に危険箇所、交通量、歩道の広さ、交差点の数などの視点から事前確認を入念に行うようにしていきます。

また、園外活動においては、PTAや地元関係者等に依頼して引率する見守りの増員を図るとともに、教員や引率者の役割分担を明確にするなど、園児の安全確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 保育所も幼稚園の方もそれぞれいろいろな対策を、今回の事件を踏まえて更に進めておられるということがよく分かりました。

一番それぞれのところがいろいろなところで注意を払い、子どもたちを見守っていこうというその姿勢は、松前町も同じように強くあると思うんですが、やはり今回私がすごく感じましたのは、情報共有を地域、そして保護者、そしてまた園そのもの、あるいは幼稚園舎そのもの、それから警察というふうに連携がある程度とれると、そこそこでの注意も更に広域的につながっていくのではないかと思います。

ですので、お互いの連携ということで情報交換を更に密にさせていただいて、こういう事故が起こらないように、そしてまたドライバーへの喚起ということも大きな力になっていくと思いますので、そのあたり警察とも連携して、ガードレールをつけてくださいますかとかそういうことは範ちゅう外になりますので、なかなかできにくいところはあると思うんですが、こういった事故を契機にと言ったら言葉は悪いかもしれませんが、そういったところでこういうことが二度と起こらないようにということでの強さは、こういったときに増していくと思いますので、そのあたりを含めて是非子どもたちの安全・安心を守っていただきたいなというふうに思います。

それでは、続きまして2点目の、小・中学生の通学路についてというところで少し1点目と似ているところもあるんですが、今回については少し視点も変わっております。登下校時に子どもたちが利用する通学路における交通事故や不審者からの危険回避のために、再度点検についてお伺いします。

川崎市でスクールバスを待っていた児童らが19人殺傷された事件を受けて、県と市町の教育関係者が登下校の安全確保の協議をされ、集団登校の集合場所や不審者情報の分析などの対策が報告されたと新聞報道等で聞いております。

町としては、できる限りの対応に当たるとコメントを出されておりましたが、具体的にどのような対策を考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 小・中学生の通学路における安全確保についてお答えします。

川崎市の痛ましい事件を受け、先月5月30日に県庁で行われた市町教育委員会教育長会議で、児童・生徒の命を守るための協議が行われました。

基本的には、学校、保護者、地域、関係団体、関係機関、行政などが緊密に連携して、子どもの見守り活動を継続的に行うことの大切さが確認されました。

川崎市の事件の特徴の一つは、スクールバスを待つ子どもの集合場所で発生したことに

あります。松前町においては、子どもの命を守るために特に次の2点について新たに対応を図っているところです。

1つ目は、各小学校の集団登校の集合場所、時刻、人数、見守りの有無等を調査しました。その結果、3つの小学校で通学班の数は200で、集合時に見守りが常時行われている班数は95、時々行われている班数は45、全く行われていない班数が60でした。

これらの情報を、補導委員、青パト隊等のリーダー等に配布したり、保護者や地域の人の協力を得たりして見守りの強化を早期に始めます。また、伊予警察署にも既に情報提供しており、同警察署でもパトロールを強化すると伺っています。

2つ目は、伊予警察署による不審者情報を種類別、月別に松前町の地図にプロットし、不審者情報マップとしてまとめました。この情報も、学校、補導委員や青パト隊、伊予警察署等と共有して、不審者が多く出没する場所を重点的にパトロールする活動、いわゆる見せる補導によって不審者から子どもたちを守るための防止策としたいと考えています。

また、学校においても児童・生徒が自らの命を守るための指導や、通学班の班長への指導、見守り隊やPTA、地域の方の見守りの追加募集などを行っているところです。

なお、例年行っている通学路の安全対策については、伊予警察署や道路管理者、学校関係者、行政機関等で構成する松前町通学路安全対策推進協議会を7月に開催し、合同点検を行って安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 非常に綿密にその協議の中で、また松前町独自として集団登校の場所のこととか、あるいはその状況がどういうふうになってるかとか見守り状況なんかも調査していただきまして、その結果やはり少し手薄になっているところが判明したようなので、このあたりは、先ほどもおっしゃられましたように、見守り隊の追加増員とかいろいろ方法で更にここらを強化していただいて、幾ら人数の目があっても隠れたところというのが、結構今集団のときはあっても、このときは集団だったんですけど、集団からばらけていったときに結構空家とか、割とウイークポイントになっているところがまだまだ町内にもございますので、そういったところでの子どもたち自身への教育ももちろん大事なんですけれども、そういったところもちょっとした御近所の方とか皆さんが見守りすることによって、そういったことも抑止力になるのかなと思いますので、このあたりも事あるごとにいろいろと御指導いただければというふうに思います。

それでは、3点目にいきたいと思います。

待機児童の問題についてなんですが、町内の待機児童の状況と10月からの幼児教育・保育無償化で今後保育ニーズが増える予想から、対応はできるのでしょうかということで、5月19日付けの愛媛新聞の記事によると、20の政令市や東京23区を含めた計75の自治体を

対象とした待機児童の調査結果で、待機児童の大半を占めるゼロから2歳児の約4人に1人が落選していたことが判明しています。また、比較的に入所しやすいとされる3歳から5歳児でもほぼ同水準の結果が出ているようです。

本町の状況と今後の見通しについて、お考えをお聞きしたいものです。

また、10月からの幼児教育や保育無償化の影響についても対策を講じておられるのか、この件についてもお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 待機児童問題についてお答えいたします。

平成31年4月1日時点の町内の待機児童数は36人であり、そのうちゼロ歳児から2歳児までは申込者数280人に対し24人で8.6%、3歳児から5歳児までは申込者数347人に対し12名で3.5%となっています。

その原因は、昨年度に比べて申込者が大幅に増加し、3歳児未満は施設の受入人数を超えた申込みになったこと、3歳児以上は増加分を受け入れるために保育士が不足したことによるものです。

申込者の受入れに当たっては、クラス編制や保育室の利用の仕方を工夫して、受入れできる最大人数を増やして受入れ拡大に努めましたが、全ての申込者の受入れはできなかったものです。

今後については、現在民間の小規模保育事業者が開園準備中であり、認可に向けて協議をしているところです。また、青葉幼稚園が来年度認定こども園への移行を進めており、これらによる保育受入量の増加を見込んでいます。

今年10月から導入される幼児教育・保育の無償化は、3歳児から5歳児までの全ての子どもについて、幼稚園、保育所、認定こども園の利用料を無料にするものです。無償化により、入所希望者は入所施設の選択の幅が広がるため、来年度の園児募集時においてどの程度の影響が出るのか注視したいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 現在でも待機児童の数が昨年比べて非常に申し込みが多いということで、これは働くお母さんたちや、またそういう状況が増えていること、また松前町自体が子育て支援を一生懸命やっている行政だということで、その人気もあってのことだとは思いますが、非常に人数が思った以上に待機児童の状況も増えているということで、その上に保育士さんのなかなか非常に数が少なく、それに対応できにくいといういろいろな状況があるというふうに思われます。

今後についてのところで、先ほどの10月からのこの影響について状況を注視したいというお答えだったので、行政としてもどういう状況になるか捉えにくい状況なのかなというふうに聞こえたんですけども、今出ている数字以上の数字が出てくるのを、例えば今言われた民間の小規模のところに対応、あるいは青葉の認定こども園とかということで、これでほぼほぼ対応はある程度できるのでしょうか。その辺はどうなのでしょう。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 3歳児から5歳児の入園については、今多くの3歳から5歳児の方が幼稚園、保育所、認定こども園に通っておりますので、全体の総数が大きく増えるとは見込んでませんが、幼稚園から保育所を利用するであったりとか、私立から公立とかそういったところがどうなるのかが見込めないというところで、今年子ども・子育て支援事業計画を策定しますが、そのアンケートの際に保護者に向かって無償化になったときにどうするのかという質問もしておりますが、まだその集計ができておりません。その集計と10月からの申し込み、ここにどういう差が出てくるのかということも含めて注視はしていきたいと考えております。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） そうすると、秋に向けてその調査の結果とかそういった事柄も総合的に含めて対応していかれるということで、なるべく待機児童がゼロになるように全力で対応していただけたらなあというふうに思いますが、ゼロから2歳児については非常に難しい問題もあるということは私も重々承知しておりますので、そのあたりも保護者の皆さんと行政の方が十分に話し合いながらいい対応ができるように進めていただけたらというふうに思います。

それでは、最後の災害時の避難に関する防災情報についてお伺いしたいと思います。

いよいよ出水期を前にしていろいろな、もう既に災害時の5段階レベルというのが使われているような状況なんですけど、災害時の5段階警戒レベルを5月29日から県、市町で運用することになっていますが、町民への周知や広報の徹底に向けてお伺いをいたします。

大雨や土砂災害時に住民がとるべき行動を5段階に分けた新たな警戒レベルの運用が、従来の防災情報とあわせて、愛媛県では5月29日から運用されているようです。

警戒レベルの導入は、避難に関する国の避難勧告に関するラインの改定に伴う対応です。2018年7月西日本豪雨災害で、避難情報が難しくて住民に十分活用できないケースがあったことで、より分かりやすい警戒レベルで伝えていこうということの中身から出てきたようです。

災害後のアンケートでも、避難はいつからしたらいいのか判断できなかったとか、避難情報の意味が分かりにくかったなどの意見が住民の方から多く寄せられていることもありました。住民のとるべき行動が、分かりやすい表現になった形の避難情報というものが要

求されるということになりまして、そういうことでこういう分かりやすい表現になったのではないかと思います。

結果、住民に避難のタイミングを直観的に理解してもらい、避難行動をよりの確に支援していこうというもので、今年3月に改定が行われたものです。

出水期を前にして、この避難行動を示す5段階の警戒レベルというのは是非住民への周知や広報を、幾らいいものが出て住民の方々がしっかりとこれを捉まえ知っていただくこと、そしてそれを広報していくことによって幅広く多くの方が理解していただくということで、そういった部分で徹底していただきたいと思います。そのための方策とか住民へのアピールについて、町としての考えをお聞きしたいのです。

以上です。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 災害時の避難に関する防災情報についてお答えをいたします。

議員がおっしゃられましたとおり、昨年7月豪雨の教訓を踏まえ、気象庁は先月29日の午後1時から、大雨時の防災情報を発表する際に、避難のタイミングや緊急度を伝えるため5段階の警報レベルを用いて伝達する制度の運用を開始しました。

この制度につきましては、広報まさき6月号、町のホームページ、フェイスブックで周知をしているところでございます。

5段階のうち、レベル1とレベル2は、住民の皆さんへ近日中に発生する可能性のある防災気象情報を伝え、住民の皆さんが自ら災害への心構えをしたり、積極的な気象情報を入手したり、避難場所や経路の確認をしたりするなど自らの避難行動の準備に取り組む段階になります。レベル3は、高齢者をはじめとする避難行動に配慮が必要な方に対し、避難準備・高齢者等避難開始を市町村が発令する可能性が高まっている段階。レベル4は、避難対象区域の住民に対し、避難勧告又は避難指示（緊急）を市町村が発令する可能性が高まっている段階となります。

ただし、松前町が避難勧告等を発令する場合は、気象庁が発表する警報等の気象情報だけでなく、町内及び上流域の河川水位の状況、今後の水位上昇の見込み、構造物の漏水及び潮位の状況等について総合的に判断することになります。

レベル3、又はレベル4に該当する気象情報が発表された場合、住民の皆さんにはいつ避難勧告が発令されても構わないよう、松前町から発信する災害情報に留意していただきたいと思います。

なお、レベル5は既に災害が発生している段階であり、家の中も外も危険である可能性が高いことから、住民の皆さんには自分の命を守るための最善の行動をとっていただくようお願いいたします。



この5段階の警戒レベルと避難行動の関係性について、松前町自主防災会連合会に対して説明するとともに、各地区で行っている防災講座において啓発していくこととしています。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） この警戒レベルについて、今説明が町長の方からありましたけれども、結局1、2の段階では皆さん準備ということで、まだ避難という状況にならないんですが、この3、4、特に4の発令をするときに、今町長も言われたように、気象庁の発表だけではなくて総合的な判断をしないといけない、いろんなことを加味しなきゃいけないということで、これで時間が、判断するタイミングが遅くならないのかどうか、ここが私がいつも心配するところで、どちらかと言うたら少し早目で、大したことなかったんじゃないかっていうような結果になるかもしれないんですけども、私は少しでも早い方がいいのかなということで、特に高齢者とか要配慮者の方が、出てきてからも結構時間がかかります。

ですから、4については、考え方としてはほとんど全員がもう避難すべきときではないかということで、もう5に関しては避難できない状況になっていますので、その辺の考え方とかそのあたりを皆さんでしっかりと捉まえていただかないと、やはりタイミングとかそういう難しさが出てくるんじゃないかなということで。

私も、先ほど町長が言われたように、自主防の会とかいろんなところで、多分いろんなお話を広めていただき、広報もしていただいて、6月号に出てたのも私も見たんですけども、このあたりの今言われた総合的判断というところなんですが、このあたりをもう少しだけ、町長が今言われたところ、ここが私が遅くならないかなという懸念があるんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 町が実際に避難準備・高齢者避難開始という発令、あるいは避難勧告の発令をするということになるわけですけども、これは余り空振りを恐れず、できるだけ早い目にしたいという判断をしていきたいとは思っておりますけれども、ただ今回気象庁のいう警戒レベルというのが気象情報と同時にされますから、それと一緒になるということではないわけです。気象庁が警戒レベルを出しても、それを踏まえながら実際のその他の河川の水位だとか潮位だとかそういったもろもろの、雨量の今後の状況だとか、そういったもろもろの判断をしながら、町としてはそういう避難準備、あるいは避難発令、避難勧告等発令を出してまいります。

ただ、レベル3というのは、もう避難が近づいている段階なんだよということを町民の皆さんに御理解をいただいて、特に町からの情報発信を注意をしていただきたいと思います。レベル

4になりますと、もう準備の段階ではなくてすぐに逃げないといけないということが起こりますよというレベルだということをご認識していただきたいと。そういう段階だということをご啓発をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） そのように少しずつ皆さんに分かりやすい避難の警戒レベルというものを工夫されてなされるようになってきたことはいいことではないかなと思います。やはり幾らいいものが出てそれが住民の皆さんにしっかりと把握していただける、あるいは分かっているように、そこからは行政の方の努力、また我々自主防の努力が必要なことだと思いますので、これから出水期に向けてより安全・安心を含めて、そういったところで私たち自身もより勉強しながら進めていきたいなと思います。

以上をもって私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

3番金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 3番金澤浩です。議長のお許しが出ましたので、ただいまから一般質問をいたします。

本日は、通告書にありますとおり2件質問いたします。

まず、第1点目から申し上げます。1点目です。国民健康保険税についてお尋ねいたします。

永続的に町民の健康と暮らしを守る政策についてと題してお尋ねいたします。

国では、昨年4月から国民健康保険の都道府県化というのをスタートさせました。初年度である昨年は、統一地方選挙前ということもあってか、また国民の批判を恐れてか、激変緩和という対策を国が指示したために国民健康保険税の全国的な負担増という事態には至りませんでした。

しかし、本年度以降は本格的に値上げの仕掛けというものが動き出そうとしているということが、昨年の秋口から2月ぐらいにかけていろいろな動きがあったと聞いております。そんな中で、松前町の将来を見据えて、町は福祉重視の考え方でいくのか否か、今後の姿勢と考えを伺いたいと思います。

ちょうどこちらの方、本年度2019年度以降全国の自治体で、今申し上げましたとおり、大幅の値上げの危険が迫っているということで、1番、当町では本年度繰越しできる剰余金、お金が余っているため、国民健康保険税の値上げはしないとのことでした。しかし、この剰余金という余っているお金が枯渇していけば、行く行くは値上げをする可能性があることは否めないと思います。

例えば、通告書の一番下の段に括弧して2019年度標準保険料率増減試算事例と書かせて

いただいているものありますけれども、これは愛媛県が示した保険料率に基づいて日本共産党の党本部が全国から集めた資料をもとに統一の基準を独自につくりまして試算をしたものです。

例えば、松前町では、これは所得金額になりますけれども、年金280万円の高齢者夫妻で1万3,900円増えると。あと、所得金額300万円の自営業者3人世帯で4万2,900円の増税と。あともう一つ、年収400万円の4人世帯で3万9,300円の増税となるというような試算が出ております。今年は、松前町はこういうことがなかったんでよかったんですけども、今後将来的に安定した国保税の運用を行うために、値上げを抑制するような施策、計画をいったもの、町はどのように考えているかというのを伺いたしたいと思います。

まず、1つ目の質問は以上です。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

小池保険課長。

○保険課長（小池良治） 永続的に町民の健康と暮らしを保つ政策についてお答えします。

平成30年度の国保広域化により、国民健康保険税の算定方法は、県に納める納付金と松前町が行う保健事業等の費用を保険税で賄う仕組みとなっています。

県は、市町の算定の参考とするために標準保険料率を示していますが、松前町ではこれとは別に町独自で算定した保険税率を用いています。さらに、財政事情を考慮し、被保険者の負担軽減を図るため、繰越金を充て保険税率を引き下げているところです。

平成30年度には多額の繰越金が生じていたことから、これを活用して保険税率の引下げを行いました。今年度も繰越金を活用して、平成30年度に引き下げた保険税率に据え置いています。

議員は令和元年度の保険税の試算を示し、大幅な値上げの危機が迫っていると指摘されますが、仮に今年度繰越金が多かった場合は、今年度の保険税率は保険税率引下げ前の平成29年度当時の保険税率の水準より少し低い水準になります。つまり、平成30年度及び令和元年度においては、繰越金を活用することにより特に保険税率が引き下げられている状況であり、現在の保険税率をベースに大幅な値上げの危険が迫っているという指摘は当たらないと考えます。

そもそも、保険税は医療費を賄うためのものであり、医療費が上がれば保険税も上がり、医療費が下がれば保険税は下がります。県が行う納付金の算定において、県の医療費水準と松前町の医療費水準を比較して、松前町の医療費水準が高ければ納付金が増え、低くなれば納付金が減ることになっており、松前町の医療費水準を下げることで保険税の上昇を抑えることができます。町民の皆様が健康で医療費が少なくなれば、保険税は当然安く抑えられることとなります。

1人当たりの医療費水準の伸びを抑えるため、松前町では平成30年3月に策定した松前町国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、生活習慣病の発症予防、重症化予防対策として特定健診を実施しています。特定健診の結果、受診が必要な方へは医療機関への受診勧奨を行い、受診には及ばないが生活習慣の改善が必要な方には保健指導を行っています。

この特定健診の受診率向上のため、松前町では平成30年度からA I（人工知能）を利用した勧奨通知を行うことで対象者への効果的なアプローチを行っており、平成29年度の受診率31.9%から、平成30年度41.7%と大幅に上昇しました。

今後も引き続きこれらの事業により、町民の健康づくりや適正受診に向けての支援を行ってまいりたいと考えます。

国民健康保険については、平成30年度から新制度に移行しましたが、保険税が急激に上昇する市町村に対し支援されている激変緩和措置が令和5年度に終了するなど、安定的な財政運営などに課題が残されています。

このため、国に対し今後医療費や保険税の賦課、加入者の動向を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど国保基盤強化を図るよう、全国町村会を通じて要望しています。

以上でございます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 答弁によりますと、平成30年3月に策定したデータヘルス計画ですか、これで特定健診の受診率アップなどをされているというようなお答えだったです。

私が伺いたかったのは、そのようなことも含めての話なんですけれども、実は2年前に、平成29年に平成28年度の第4次松前町総合計画事業の実績調書というのが報告されております。いろいろ今回の件に関してのところでは、多数事業名あるんですけれども、時間の関係もありますので、1つに絞ってお尋ねしたいと思います。

本年度の春も新しい実績調書はないのかということでお伺いしましたけれども、平成29年度分と平成30年度の資料というのはいただけなかったもので、平成28年度に町が出した調書の内容でお伺いしたいと思います。

事業名としては、健康推進事業です。そのときに出た事業の課題というのをこのようなことを書かれています。各教室、要は健康づくりの計画なのでウォーキングクラスとかゲードキーパー養成コースとかそういういろいろ、今回町長が諸般の報告でも出されておりましたジョギング教室とかそういった類いになると思います。各教室の開催数、利用者数の増減だけでは効果は図れないため、効果判定の方法を各事業設定をしておく必要がある。これが第1点、課題です。

2つ目が、ちょうど今日私がお尋ねしている内容で、医療費の削減や利用者のニーズに応じた事業の内容の検討、これが必要だと。

あと3つ目が、精神保健事業において関係機関との連携を図るといった3つの課題が平成29年度の頭に平成28年度の反省に基づいた課題というのが提出されております。

そこで、この平成28年度に出た課題に対して平成29年度、平成30年度、平成30年度は先ほど小池課長から発表ありましたとおり、特定健診の受診率アップというので、データヘルス計画ですか、そういうのが策定あったということですが、ちょうどこの平成28年度の反省に基づいて、たまたま平成29年発表の中では発表ありませんでしたけれども、具体的にこういった課題に対してどんな取組をしたのか、平成29年度、平成30年度があって今年があって、その今年の中に町長が諸般の報告で健康づくり推進という内容を発表されてるので、そういった計画に基づいた中で出てきたものかなと私は推測しておりました。そのあたりはどうか、分かる範囲で結構なので教えていただけないでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 全てのお答えになるかどうか分かりませんが、まず平成30年度に健康づくり計画というのをまずは新しくつくっております。事故繰越になった分ですが、それにおいて各事業の実績、それと今後の目標の利用の見込みというのは改めて策定しております。

医療費の削減については、松前町の方では今現在まだ具体的には動いてはいたしませんけれども、まず国保のデータを基に町民が健康状態、どういう症状が多いですとかどういう疾病が多いので受診が多いと、そういう分析をして町民の方に知らせていきたいということで、今現在保険課の方で国保の医療分析を行っております。その医療分析を行う際には、特定健診のデータとリンクをさせて、この健診が非常に重要であるということを含めて啓発をしていこうとは思っております。

精神保健については、ちょっとお時間いただければと思います。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） ありがとうございます。

やはり、永続的な活動に関して、昨日今日の話でできることではないと思います。データを取りながら何が、これは市町によって違うと言われてますし、先進地の事例なんかも見ると永続的なデータ収集並びに、試しにそれじゃあこれをやってみようってやって、一、二年で出た結果を見ながら、その反省でじゃあ今年はどうやろうかといったような形。平成28年度、平成29年度、平成30年度やって、今年はそのに基づいてどんなことをとるので私は思ったんですけども、そういう検証をしながら、これは議会なんかも含めて考えるべきではないかなと思ってるわけです。部長がおっしゃる意味はよく分かるん

ですけど。

あとは、実績調書はたまたま私は請求してこれいただいて見ましたけれども、ふだん決算認定とかそういったときにこういった資料ってなかなか出てきませんよね。やはり大事なものは、単なる数字だけではなくして、なぜその数字に至ったのか。できてる場合はいいにしても、できてなくてもできてないから悪いとかじゃなくて、じゃあ次にどうするかっていうのが一番大切なことだと思うんです。

ですから、やはりそういった対策も町民の方々によく見えるようにしていただくと不安なんかというのは払拭できるのではないかと思います。

そこで、再質問をもう一つさせていただきます。

例えば、今回は繰越金があるので、値上げせずに済んだと。消費税も上がる見通しみたいで、町民の皆さんもほっとしているところではあるんですけども、仮に繰越金がなくなった場合、枯渇した場合、対策というのはどのように考えてますでしょうか。

○議長（八束 正） 小池保険課長。

○保険課長（小池良治） 繰越金がなくなったとしましても、保険税におきましては医療費の増減に基づいて上下します。必要な費用については保険税で賄わざるを得ません。そして、急激な保険料が上がる場合におきましては、令和5年度までは激変緩和措置がございますので、言われるように大幅な増加にはならないとは思っております。

以上でございます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 令和5年度までは対策があるから大丈夫じゃないかということですね。あと、値上げにしてもそんなに大幅には上がらないんじゃないかと。

町民の方々から見れば、今回ちょうどこの時期、所得税とか固定資産税とかの請求がきて上がったとか、1万円からも上がったとかびっくりしとる方結構少なくないんです。ましてや、今度は消費税が上がってうんぬんとなると、本当に先々が不安だ、老後2,000万円ないと暮らせないとかというのが政府からレポートが出て、どうも引っ込みがつかないようですけれども、やはり不安材料は非常に多いわけなんです。

国保税といえばそれまでなんですけれども、やはり移住する場合も国保税が高いか安いかわというのは意外と皆さん、不動産屋さんと言わせると見てるケースも結構あるそうなんです。住みやすさという面です。そういう面、福祉の面や、後は今後の町の人口などの面を考えた上でも何らかの対策、値上がったから上げなきゃならないというのは分からないではないんですけれども、全国の市町村を見ますと独自の工夫で減免策をやったりとかしてる、工夫してるところはないわけじゃないんです。

そこで、最悪の場合を考えて、あつてほしくはないんですけれども、特になくなった場合、そういった独自の何かをするとかというのは考えられるんでしょうか。それとも、松

前町はそういうことは考えられないというんでしょうか。そのあたりは、もし答弁できたらお願いしたいと思います。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 議員がおっしゃっている意味がはかり知れませんが、恐らく推測でお答えをさせていただきます。

恐らく、一般会計からの法定外繰入をしないのかという趣旨なんだろうと思ってますけども、これにつきましては国保の場合については町民全体が加入してるわけではありませんで、一般財源から投入するということは、国保に入っていない方については二重負担になるという視点から、今現在のところ法定外の一般会計からの繰入れは考えておりません。

それよりも、健康につきましては住民自らすることですので、先ほど答弁でしたとおり、住民に対して健康づくりの支援をもっと積極的に行っていくということであったりとか、現在余剰金がある繰越金について全てを一挙に使うのではなく、ここの計画的な配分、そういったことを対応していきたいと考えております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 部長がおっしゃるとおり、先ほどのような健康づくりの面です。あとは、それは町民側の方で協力をいただいと。あともう一つ、法定外繰入のお話しがありましたけれども、たまたま出たので、それに関してはある面事務的な、町がやるかやらないか、それは町長が決定権あるわけなんですけども、そこになるわけです。

さっき、今部長のお話の中で、法定外繰入した場合一般財源から繰入れると。その不公平感といいますか、私の言葉ですけども、町民全員が入ってるわけではないという話がありましたけども、そのお話しすれば下水道会計なんかもそうなんじゃないかと思うんです。大体、下水道を使っているのは松前地区の人がほとんどで、例えば合併浄化槽にしても、あれは枠があって全員がもらえるわけではないですよ。自腹でやってる方もいるわけで、そこにも一般財源は突っ込んでいます。そうすると、矛盾するんじゃないかなと思いますけど、そのあたりはいかがお考えですか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 国保税については、明確に国民健康保険加入者の費用を賄うということですので、下水道の部分は下水道の計画区域であったり、そこの関連性がありますので、一概に一緒という考えではないというふうに思っております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 一概ではないということですか。

でも、一般財源というのは性格上同様のことだと思うので、ここでそれを議論しても始まらないので、そういうお考えだということで承っておきたいと思います。

やはり、この国保に関しては町民の皆さんは非常に協力いただかないといけないことも多々あるわけですので、町民側としては頑張るところはみんな頑張ると。加えて、あと理事者側でも自前でできること、特にその法定外繰入に関しては見解の相違などがあるみたいですが、実際にやっているとところもあるわけで、厚労省の見解でも違法性はないということで国会答弁、厚労省が2015年だったですか、国会答弁でありますので、だめなわけではないわけです。ですから、そういった中身で、是非お考えいただければと思います。

次の質問の方へ移りたいと思います。少々お待ちください。

それでは、質問2つ目に移ります。

2点目は、公共施設温暖化対策推進における委託事業の費用対効果についてお尋ねいたします。

これは、本年3月、前の議会です。最終日に上程された追加議案第19号省エネ改修委託事業費の費用対効果の判断等の適正性を伺いたいと思います。

これは、3月議会で直接本会議に上程されたため、都合があったようですが、議会としては十分に事前調査ができませんでした。さらに、この本会議というところに上程されると、議員からの質問は3回しか質問できない仕組みであったため、十分に内容を確認することはできませんでした。議会というのは、皆さん御存じのとおり税金が無駄なく必要なおところに使われているかということ、事実を一つ一つ確認、チェックしながら見ていくのが仕事ですから、そのために3月議会のときの不明点を質問したいと思います。

まず1つ目、今回の省エネ改修事業、案件決定に至った過程での省エネ改修事業の費用対効果に対する検討内容を具体的な数字で御説明いただきたいと思います。ちょっとこれだけだと分かりにくいので、補足させていただきますと、ちょうど今回はCO<sub>2</sub>を、二酸化炭素を240トン削減するといった目標だったと聞いておりますけれども、今回まだ補助金の採択が決まったわけじゃないんですけれども、事業全体としてです。今回採用しようとしている方法が、一番費用対効果が高いのかということ、どんな手段とか数字を比べて比較検討した結果、今回の方法を選んだのかということも含めた上で、その費用対効果というのを御説明いただけませんかということが1つ目の質問です。

第2点目に関し、2つ目は公共施設温暖化対策推進における委託事業の補助金活用について、一番有利だという補助金、今申請で今月末に合否が決まるというお話しなんですけれども、その補助金活用について県内のほかの自治体はどのように見ていたのか、また方向性、それはどうだったのかということ、2つ目に伺います。

あと、3つ目ですけれども、3つ目、去る6月6日議員全員協議会がありました。その際に、今回この事業の補助金が決定したら業者にいろいろ工事を発注するわけなんですけれども、その中でプロポーザル仕様書というのがありまして、設計や施工のミスで目標が



未達成の場合、これはただの補助金ではなくてきっちりと補助金申請のときに書いた目標が達成されなかったら補助金返してもらいますよと。もしくは、目標が達成されるまで自腹で、お金払って設備をちゃんとやって、ちゃんと目標を達成してくださいよという非常に縛りがきつい補助金ですので、そういう説明書きがありますけれども。

その6月6日にいただいた資料の中で、設計、施工不備による二酸化炭素削減目標値が得られない場合の<sup>かし</sup>瑕疵担保責任、要は業者側に責任があった場合、どこまでが業者に責任があって、どこからが町なのかというところがどうも曖昧な表現がありました。私たちにを見せてくださったのは案ということなんで、その内容で問題ないと考えているのでしょうか。あれから日もたっていますので、どういう方向性で考えていくのかということをお教えいただきたいと思います。

あと、2つ目に関しては、6日の資料をいただくとエアコンと照明ということになるんですけども、やはり実際、じゃあ削減できるかといって設備を入れ替えて、実際電気入れて照明つけますしエアコンも当然つけるわけなんですけれども、削減目標値が仮にぎりぎり設定しているとしたら、できれば電気つけない方が削減値は上がるわけなんですけれども、余りそれに固執すると、ぎりぎりだと今度施設の使用がしにくくなるといった本末転倒の話になるんじゃないかなと思うんです。

ですから、そこのあたりというのは数値化してどれぐらいの余裕幅とかというのはもう決まっているのかどうか、そういう話はできてるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

あと、4つ目です。万が一目標が達成できないで追加の事業費というのが当町の持ち出しとなれば、この補助金の活用が費用削減になるとは言えなくなってしまいますよね、当たり前のことですけれども。この補助金を使った二酸化炭素削減シミュレーションというのは一体誰がするんだろうかと。もともと町職員ではできない非常に専門知識ということで、支援業者を雇うという予定なわけなんですけれども、その支援業者はああですよこうですよって当然言うと思うんです。でも、当町に専門家がいなかったら本当にその言うことってというのは分かるんだろうか。言い方は悪いんですけども、ある面言いなりになる可能性ということが否めないんじゃないかなと思うんです。今いただいている説明の範ちゅうではです。

ですから、後は書面でどこまでが責任というのが、その支援業者、要はコンサルタントとして雇ってそのとおりにこちらはやるわけですけれども、そこのあたり責任範囲というのをはっきりしておかないと、やりましたできませんでしたと言ったら、もう何やってるか分からないことになってしまいますので、そこのあたり現在の説明では分かりにくいので、教えていただければと思います。

あと最後、5つ目です。ちょうどそのときの町長答弁の確認なんですけど、まず5の①

に関して、町長の答弁の記録を見ますと、省エネ診断した業者しか補助金申請できないという答弁がありました。これ、診断書があればほかの業者でも可能であることが私の調査で分かりました。その業者しかできないというのは、何か書かれているものというのがあるんでしょうかということです。

これも分かりやすいように例えますと、例えば人間の体でいくと人間ドックというのがあります。ある病院で人間ドックに入ると、診断書が出ますと、病院の場合セカンドオピニオンということで、仮にそこで診断が出ても、どうなのかということをはほかの病院に聞いたりして、じゃあ実際に治療するときにはいろいろ選択します、いろんな条件が当然あります。そういう形で考えると、何か不自然な形で思うんですけども、何かこうじゃないとだめだというのが書かれてるものがあるんじゃないかと推測するんですけども、それがあれば教えていただきたいと思います。

あと、加えて診断業者を信用して従ったとの答弁でありましたが、お間違えないですかということの確認をさせていただきたいと思います。お願いします。

○議長（八束 正） 10時50分まで休憩をいたします。

午前10時34分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（八束 正） 再開します。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 公共施設温暖化対策推進における委託事業の費用対効果についてお答えいたします。

省エネ改修事業に対する費用対効果については、今回松前町が地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業に応募申請を行った3施設の省エネ改修事業の二酸化炭素削減量1トン当たりの費用は、5万8,232円であります。一方、平成30年度同事業で採択された他市町村の省エネ改修事業の二酸化炭素削減量1トン当たりの費用は、約7万円であり、今回の松前町の事業は費用対効果が高い事業であると認識しています。

補助金活用についての県内各自治体の考え、方向性については、今年度内子町は松前町と同じ地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業の応募申請を行っており、砥部町は来年度応募申請する予定とのこと。また、松山市と八幡浜市は申請準備が整わず、来年度この事業を活用するかどうか現在検討中のことです。なお、他の市町はこの補助金を知らなかった、省エネ診断を行っていない、補助金申請を行うための詳細な実行計画を策定しない等の理由により、今回の事業を活用できないため、他の方法で温室効果ガス削減を検討しているところです。

目標不達成の場合の設計、施工業者への注意書案については、今回の事業で導入するビルエネルギー管理システム、いわゆるBEMSの計測データ分析により、削減目標値の未

達成の原因が設計、施工不備によるものかどうかを明らかにすることができるため、分析結果に基づいて設計、施工の不備により削減目標値が達成できないと判明した場合は、設計、施工業者に追加措置を求めることにしています。したがって、御指摘の注意書案で問題ないと考えています。

削減目標の余裕度については、3施設の照明と松前町総合福祉センターの空調の改修後のCO<sub>2</sub>排出量を10%、松前公園体育館と松前総合文化センターの空調の改修後のCO<sub>2</sub>排出見込み量を20%上乘せしてCO<sub>2</sub>削減量を算定することで削減目標値に余裕を持たせています。

プロポーザル仕様書のCO<sub>2</sub>削減シミュレーションは、補助金応募申請時に支援業者が作成したCO<sub>2</sub>削減シミュレーションを使用します。このCO<sub>2</sub>削減シミュレーションは、応募申請の審査に当たって環境省で審査されます。

また、支援業者が作成したCO<sub>2</sub>削減シミュレーションの不備により不採択になった場合は、支援業者との応募申請支援業務委託契約書に基づき契約を解除することができるようになっております。

3月議会の町長答弁については、町長は省エネ診断した業者と異なる業者では改修施設の状況確認や省エネ診断書の精査を改めて行わなければならない、採択の可能性が高い申請書類を5月16日の締め切り日に間に合わせるように作成をすることが時間的に困難であるため、診断業者でないと実際申請書類はつくれないと答弁したものです。

また、診断業者から提案された事業内容を町長自ら説明を受け、診断業者のこれまでの実績と補助金採択に自信を示したことに鑑み、不採択による町の損失リスクがあるのを承知で、それでも町に有益であると最終的に町長が判断し、今回の事業に取り組むことを決めたと答弁したもので、診断業者を信用して従ったとの答弁は行っておりません。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

今、大政部長の発表の中で、カーボン・マネジメント事業、これをと云うんですけど、私が3月議会でも反対討論をしたんですけども、実際補助金を使うのをどうかというのは反対しているわけではないんです。要は、それに至る前の、その事業を選ぶときに、ほかの議員から出ましたよね、例えば今頃だとLEDは無料で施工する業者もあると。非公式でそういう話をすると、いや、でも電気代がかかるからこっちの方がコストが安かったというような話は非公式では結構いただけるんです、いろんなところ聞くと。じゃあ、ちゃんと検討したのであればその結果を見せてほしいと。不明なところをちゃんと教えてくださいよって言うだけなんです。

前回の3月も、議会のときに例えば、じゃあこの補助金使うのはいいとして、いろん

な、例えば何か買うときに相見積りしますよね、A案、B案、C案と。私が言ったのは、A案、B案、C案というのをちゃんと比較したんですかと言ったら、3月議会ではほかの補助金も比較しましたという答弁があったわけです、担当課長から。要は、そこを見せてくださいよと言ってるだけなんです。いろいろ検討したら議事録がありますということだったので、議事録いただきました。ちょうど松前町地球温暖化防止計画推進本部会議事録と1月31日にやった議事録です。ただ、この議事録を見るとあくまでもカーボン・マネジメント事業を採用しようとするときの議論であって、その前のA案、B案、C案とかという話ではないわけなんです。

議会でも、私が反対討論した中では、そういういろいろな案が当然あるでしょうと。そういう形を見てから最終的にこのカーボン・マネジメント事業の採用が一番いいってなったっていうんだったら別に問題ないんですけども、議会はそれを判断するのが、チェックするのが議会の仕事なんで、この間3月議会の議会だよりが出てから町民の方々からも全体の予算とかそのあたり何がいかといった検討というのが見えないと。当然、私たちも見えなかったわけなんで私は反対したんですけども、もう一回審議すべきだということと言ったんですけど。いろいろ検討した内容っていうのは、何かほかに議事録とかがあるんですか。質問が長くなって申しわけないですけど、私が最終的にここで聞きたいのは、A案、B案、C案という形で検討してこれになったというものがあるんですかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） この事業を実施するに当たって、まずは金澤議員の言われるA案、B案、C案を出してきたのではなくって、まずは改修にどれだけの費用がかかるのかというものを示して、その際にどの補助金が有利なのかということで検討をしたというのが実情でございます。

それについては、委員会、3月議会でしたか、6月のそれ以降の委員会でしたか、御説明申し上げましたとおり、経済産業省の補助事業があると。それを比較した場合に、今回実施する事業の補助率が一番高いので、町の一般財源の負担が最も有利であるということで行ったものであります。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今経済産業省とかほかのというお話しありましたけども、今口頭ではそういうお話がありましたけど、いただいた資料には載ってないですよ、この間。ありましたっけ、それは。各3つの、何省とかいろいろあるということで3月議会ではあって、この間6月6日にいただいた全員協議会の資料にそういうのが全て載っているんであれば私こういう形で聞かなくてもいいんですけども、あるんでしたらそういうのは後ほどまたいただければと思います。

それと、質問ですけど、先ほど……。

○議長（八束 正） ちょっとその件について。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 先ほどの、ほかの補助事業を示されてないと言われましたけども、6月の全員協議会のときに資料はお示ししとるはずですけども、経済産業省の補助金の資料も含めてお示しはしとるはずですけども。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 経済産業省のデータとかあります、これですか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） お示しした資料の4ページのところに出しております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 書いてませんが、全然、何か。これが、二酸化炭素排出抑制対策事業費と補助金申請の4ページが経済産業省って意味ですか。経済産業省とも何とも載ってないんですけれども。

○議長（八束 正） 暫時休憩します。

午前11時0分 休憩

午前11時2分 再開

○議長（八束 正） 再開します。

重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 4月の協議会の7ページの方に3段書きでお渡ししておりました。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 4月ですか。

○議長（八束 正） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） はい、そうです。4月の協議会のときにお渡ししております。19日です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） それでは、それは確認しておきたいと思います。

それとあと、質問先に移りますけれども、あくまで補助金だけで見たようなんですけど、そういう事実があったということをまず確認させてもらいました。

あとは、先ほど部長の方からBEMSという統合管理システムで、そのシミュレーションでやって、そのシミュレーションに何か<sup>かし</sup>瑕疵があった場合はそちらで責任をとるといったようなことになってある。それは、契約書とかちゃんと書面で明らかになってるという理解していいんでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 今回のカーボン・マネジメント事業、この補助金の申請に当たって、その申請書の中にBEMSを導入することによって機械の設備の不具合かどうかというのが分かるということも記載しております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） いろいろお話しありましたけれども、リスクの方は極力回避できるというわけでも、特にその辺は、この補助金は今始まった話じゃないと思うんですけども、業者さんの方もいろいろ経験豊富というような話聞いてますけども、特にこれまでそういった事故といいますか、自治体の方が不利益をこうむった事例とかというのは確認されてますか。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） ちょっと先ほどの部長の答弁を補足しますけれども、先ほどのBEMSの話は、BEMSで計測をして分析をすれば削減目標が達成できなかった原因が工事の施工、設計の不備かどうかというのが分かることになってます。そのことをプロポーザルの業者を募集する際に業者に示します。その業者がそれを知った上で受けてくださいね、それが分かった場合にはその施工の不備の部分を補修を求めますよということをきちんと契約で書きます。そのことも分かった上で応募してくださいよということを説明した上でプロポーザルを受けて、最終的に決まった業者とその内容の契約をするから、削減目標が達成できなかった場合の、それは設計、施工における不備のためにそうだった場合には業者の負担で目標達成をしてもらうように補充の工事を行ってもらうことに契約上整理するというところであります。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 詳しい説明ありがとうございます。

なるほど、そういう形なんですね。とにかく、今回この質問はいきなり本会議に上程せざるを得ないって非常な事態があったということを知ってますんで、致し方ないところもあるとは思いますが、不明なところが多いんでお尋ねしてる次第なんですけれども、今のような説明を順を追ってきっちり説明いただければ町民の方々も疑問に思わないと思うんです。私もいろいろ聞かれても答えられないんで、それで今回改めてこれをお聞きしてるわけなんですけれども、そういったリスクの方の担保は考えてやられているという回答です。

それでは、今後も採択がまだ今月末には分かるってということなんで、採択になれば更にもっと詳細の説明があろうかと思しますので、急に決めたことなのでばたばたしているように見受けられますんで、やはり貴重な税金ですんで、誰が聞いても納得できるような順序立てた透明性のある説明を心がけていただいて、一円でも安く最大の効果を出していくよ

うな取組であっていただければなと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（八束 正） 金澤浩議員の一般質問を終わります。

9番加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 9番加藤博徳が議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

本日は、通告書のとおり6件についてお尋ねをいたします。

まず初めに、1990年以降日本国内ではバブルがはじけ低成長時代になり、環境に対する国民の意識も変わってきました。消費の時代から節約、儉約の時代に入ったと思います。特に、温暖化に起因しているとされるCO<sub>2</sub>の削減については世界的な取組になっています。少しでもCO<sub>2</sub>の排出削減のために機器の改良が実施され、照明器具では蛍光灯からLED照明に変えることにより、消費電力が半分以下になりました。テレビも表示部がブラウン管から液晶型となり、格段の消費電力の削減を実現しました。自動車、電気製品全てがCO<sub>2</sub>削減に日々進歩しています。

松前町においても、CO<sub>2</sub>削減への取組を実施しており、今回も新しい取組予算が3月議会最終日の本会議において事業申請委託費が当初予算の補正で上程されました。当時は時間的な余裕もなく、改めて質問をさせていただきます。

松前町の取組である公共施設温暖化対策推進事業は、最近の異常気象の発生頻度が多い中で、天候などにより大きく使用状況が変わるエアコンと照明器具の取替えが対象になっています。この公共施設温暖化対策推進事業補助金導入とそのリスクについてお尋ねをいたします。

先ほどの金澤議員からの質問とかなりダブっておりますので、1番目の費用対効果表を作成していますかということについては簡単で結構です。

2番目の、プロポーザル仕様における内容についても、金澤議員とほとんどダブっておりますので、簡単で結構です。

3番目、他の市町村への取組状況、これも先ほど金澤議員からありましたので、結構でございます。

4番目の、担当者がかわっても記録が継承できるのかというふうなことについて、第1回目の質問としますので、お願いいたします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 公共施設温暖化対策推進事業についてお答えいたします。

まず1番ですが、費用対効果については先ほど金澤議員に答弁したとおりです。

2つ目の、松前町が示すプロポーザル仕様書には、CO<sub>2</sub>削減シミュレーション、改修

設備器具、配置図面、上限設計金額並びに目標不達成の場合の設計、施工業者への注意書等の内容を入れる予定です。

3番目の、他の市町の取組状況については、先ほど金澤議員に答弁したとおりであります。

記録の継承については、職員の異動等により担当者がかわっても、事務の引継ぎにより継承できます。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 1点、プロポーザル仕様書における内容についてお尋ねをしますが、ちょっと私先ほど聞き逃したかもしれませんが、あの仕様書が正式なもので、お互いが印鑑を押して取り決めたものであるかということだけお聞きしたいと思うんですが。

○議長（八束 正） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） このプロポーザル仕様書ですが、まだ補助事業の採択が、内定が今月末、決定するのが7月上旬となりますので、プロポーザルについてはその次の段階になりますので、まだ契約等は行っておりません。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうすると、その承認状況によって契約書の内容が変わる可能性があるということですか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 御質問のプロポーザルの仕様書ですけれども、プロポーザルは松前町がこれこれこういうような内容の事業を行うので、その仕様に見合った提案をしてくださいというものです。ですから、契約の仕様書とは異なるものであります。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 先般説明をいただいた中で、<sup>かし</sup>瑕疵責任が松前町にある場合においては相手に対して責任を求めませんよという項があったと思うんです。下側の方に。それが正式なんですかどうかということをお聞きしたいんですが。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） プロポーザルの段階ではまだ契約ではありませんので、松前町がこれこれこういうような内容のことを守ってくださいという注意書きを入れております。その内容を理解した上で、業者の方から提案を受け、採用になった段階で改めて正式な契約書と仕様書による契約を締結することになります。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 私がお聞きしてるのは、この前御説明いただいたときの下半分



にその趣旨のものが、松前町に<sup>かし</sup>瑕疵がある場合については責任を問いませんよというのがあったと思うんです。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 注意書きのことだろうと思いますけども、こういうことでプロポーザルの仕様書には入れまして、そこで副町長が申しましたとおり事業者から提案があつて採択された場合には、それも含めて契約の中でうたい込むということになりますので、今この仕様書の中には町が示すものだけになりますので、これに対しての契約行為というのは後日採択された業者と契約をします。この注意書きはプロポーザルで松前町が示す中身だけでございます。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 中身だけというよりか、この全員協議会の6月6日の資料がありますよね、このことを申し上げてるんです。ここに、機器の使用状況及び稼働率の顕著な変動、運用管理の実施の不徹底、要するに使用者、本町に責任がある場合においては提案事業者には責任は及ばないという項目をきちっと正式な中へ入れるんですかというお話しなんです。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） あくまで、何遍も同じことを言うようになって申しわけないんですけども、まず事業を実施する上で、業者を選定しなければなりません。その業者を選定するときに複数の業者から提案を受けて、その中で町が審査して最もふさわしいと思う業者を選考することになります。その提案を受ける際にプロポーザルというやり方をやるんですけども、そのプロポーザルをやる場合には松前町が守ってもらわなければならない点、それを明記したプロポーザル用の仕様書をまずつくります。それが、このプロポーザル仕様書における注意書きということで御提示したものでありまして、契約書の仕様書はまた別に契約業者が決まった段階で作成して……

（「これを盛り込んで」との声あり）

これを盛り込んで作成して、決定業者と契約することになります。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 私は、今の契約者が決まればこれを盛り込みますという言葉が聞きたかったんです。盛り込みますということでありますので、はい。

次の質問に移ります。

2番目に、リサイクル率について。

最近、微小プラスチックによる海洋汚染とプラスチックの焼却による焼却炉の損傷と、何かとプラスチックの話題が多くなっています。特に、買い物時にレジでいただくレジ袋

の有料化が来年4月から実施を目指し、少しでもプラスチック類の排出削減とリサイクル率向上につながるものと思っています。

松前町でもリサイクル率の向上に取り組んでいますが、リサイクル率が最近上がっていないことについてお尋ねをします。

1つ目に、松前町のリサイクル率のこの10年間の変化、推移、どのように推移していますか。

2番目に、今後の目標値、いつまでにどうするのでしょうか。

3番目に、何を重点的に取り組めますか。

4番目に、生ごみの取組状況は、そして今後の取組についてお願いします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

升田副町長。

○副町長（升田年紀） それでは、リサイクル率についてお答えをいたします。

まず、この10年間のリサイクル率の変化ですが、平成21年度21.5%から徐々に上昇し、平成26年度の27.7%をピークに減少に転じ、平成30年度は23.2%となっています。

減少した原因は、生活系可燃ごみ量が微減傾向にある反面、事業系可燃ごみ量が増加傾向となっていること及び資源ごみ量の減少によるものです。

次に、今後の目標値につきましては、平成23年度に策定した15か年計画の松前町一般廃棄物処理基本計画では、リサイクル率の目標を、10年目に当たる令和2年度には25.1%、最終年度の令和7年度には30%と定めております。

この目標値の達成のため、家庭系ごみについては分別の徹底、5Rの啓発、資源ごみ集団回収活動の奨励の3つに重点的に取り組めます。

また、事業系ごみについては、可燃ごみの分別徹底の要請、外食産業の食べ残し等による食品ロス削減の推進の2つに重点的に取り組めます。

生ごみに関する取組については、松前町生ごみ減量・リサイクルプランに基づき、生ごみ減量・リサイクルモデル実証事業を、平成29年度に引き続き平成30年7月から8月にかけて、東古泉地区の93世帯に協力をいただき実施いたしました。

当事業の内容は、各世帯が生ごみを分別し、地域が定めた生ごみステーションに持ち寄り、堆肥化施設へ運搬し、堆肥化を行うものです。

結果として、3か月間で1,465キログラムの生ごみが分別排出され、1,329キログラムの堆肥化が行われました。しかし、分別精度が低い、生ごみ集積場所の臭いが強い、生成した堆肥は水分が多くそれだけでは使用できない、収集運搬費用、堆肥化する費用が大きいなど多くの問題点が出てきました。

このうち、収集運搬費用、堆肥化する費用の問題については、解決が極めて困難であることから、この事業を町内各地域に広げることにはできない状況です。このため、協力して

いただいた東古泉地区の皆様には誠に申し訳ないのですが、今回の手法による生ごみを堆肥化する事業は打ち切ることにいたします。松前町生ごみ減量・リサイクルプランに基づく生ごみを減量する事業については、今後別の方向で検討していく予定です。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） それでは、1番目の目標30%というふうな話があったんですが、平成26年度をピークに27.7%から毎年1%ずつ落ち込んでいるわけなんですけれども、これを令和7年度30%に持っていくというふうなことなんですけれども、家庭系のものと事業系のものがどのような形で増えていって、それをどういうふう処理していくというのは大変なことだろうと思うんですけれども、そのあたりの具体的な取組計画というのはあるんでしょうか。

○議長（八束 正） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 家庭系のごみの分別等につきましては、広報、ホームページはもちろん、子ども環境学園で小さな子どもから、小さいときから考えてもらったり、地域での説明会などで奨励を行っていきたいと思います。

事業系ごみにつきましては、事業所に職員が出向いて分別、削減の推進のお願いに伺いたいと思っております。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 是非、そのあたりを強力に取り組んでいただきたいと思えます。

そして、生ごみについては、御承知のように松山市などはかなりいろんな取組をして、全国でも1位、2位の減量をやってるようでもありますので、そのあたりを含めて取り組んでいただきたいと思えます。

なお、埋立ごみにつきましても、これ資料によりますと平成24年、平成25年ぐらいあたりから徐々には減ってきているんですけれども、まだまだ埋立ごみが多いようなので、それもあわせて取り組んでいただきたいと思えます。

次に、3件目になりますが、エアコン設置後の取組について、6月末までに各学校教室にエアコン設置が完了し、快適な環境が整うことについてお尋ねをいたします。

1つ目に、エアコンが各教室に設置完了するが、その効果の確認はどのようにするのでしょうか。

2つ目に、エアコン設置後の活用をどうするのか。

3つ目に、提案ですが、エアコン設置で快適な学校となることから、現在7月21日からの夏休みを8月1日から10日間ずらして、授業時間を10日間の分、約50校時分プールし

て冬場の夕刻の6校時、7校時に充てて、ゆとりの活用に期待できると思うのですが、御見解をお伺いいたします。

4番目に、次にエアコン設置による外気との温度差による個々の健康管理、体温の低下などによる健康管理の対策を教えてください。

以上を1回目とします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） エアコン設置後の取組についてお答えします。

昨年夏の災害とも言える猛暑を受け、児童・生徒の生命、健康を守るために小・中学校のエアコン設置工事に着手し、本年6月末の竣工に向けて最終の工事を行っています。

エアコンの設置の目的は、熱中症をはじめとする健康被害を防止し、児童・生徒が安全で安心できる教室の環境を整えることにあります。エアコンの設置後の効果については、体調不良者数や保健室利用状況の調査、子どもたちの授業中の集中力や学習への意欲などに関する意識調査などで確認したいと考えています。

また、エアコンの活用については、稼働期間や設定温度等を規定した空調設備運用基準を定め、室温が28度を超えると原則使用できることとし、各学校の状況に応じて適切に活用していきます。

夏休みの10日間の短縮については、現時点では時期尚早と考えています。その理由は、主に3点あります。

1つ目は、子どもにとって夏休みは家庭生活や地域行事を通して子ども自身が主体的、自立的な学びを獲得する大切な期間であり、夏休みを短縮することは子どもの学びの機会を減らすこととなります。

2つ目は、教職員は夏休みに研修や研究大会、免許更新講習が集中していることや各種の大会があることから、出張や引率のため授業が成立しません。また、夏休み中に休暇をまとめどりすることが多いので、十分な休暇がとれなくなることにつながります。校長会でもほとんどが夏休みの短縮には反対しています。

3つ目は、県内で既にエアコンを設置している市町でも夏休みの短縮の議論はなされておらず、県の町教育長会においても将来の検討課題としています。

健康管理については、空調設備運用基準に児童・生徒の体調管理について定め、休み時間には窓をあけて定期的に換気を行ったり、外気温と室温の差に十分注意したりするなど、エアコンの使用に伴う体調不良が起らないよう健康管理に注意していきます。また、小・中学校の養護教諭主任会で、エアコンの子どもたちに与える影響等について協議し、対応を図っていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） エアコン設置については、るる回答をいただきました。

是非とも、将来検討していただいて、子どもたちが楽しい学校生活を送れるように御検討いただきたいというふうに思います。

次に、4件目、繰越明許費についてお尋ねをいたします。

昨年3月議会、平成30年度当初予算で議会承認された工事関係予算の中で、今年3月議会に上程された補正予算、平成30年度補正予算書では、事業計画金額11億434万円のうち9億1,629万円、率で83%の工事を翌年に繰り越すという補正予算が提出され、可決されました。繰越原因はいろいろだと思うんですが、執行率が27%は異常だと思います。

そこで、お尋ねをいたします。

平成30年度で予算計上され、今年の3月時点で今年度に繰り越した事業金額9億1,629万円の事業の、その後の進捗状況はどのようになっていますか。

2つ目、また3月末での決算状況はどのようになっていますか。

3つ目、今年の事業進捗は実施計画どおり進んでいますかということをお1回目の質問とします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） では、繰越事業についてお答えします。

まず、繰越額について御質問の9億1,629万円というのは、3月議会で繰越明許として補正予算に計上した金額で、実際に繰り越したのは今議会で報告した8億6,287万1,000円です。この8億6,287万円の内訳については、今回の議会の方で説明させていただきましたが、全てが工事等ではございませんし、27%というのは間違っております。

あと、繰越事業の進捗状況ですが、JR伊予横田駅駐輪場整備、土地改良事業、プロモーションビデオの製作及び土地調査委託事業については、5月までに完了しています。

また、町道整備事業の町道西古泉筒井線道路改良工事のほか、早船川排水機場改修、町営住宅ブロック塀改修、小・中学校空調設備設置については今月末までに完了予定です。

次に、繰越事業について3月末までに支出済みの額は、小・中学校空調設備設置工事の前払い金5,000万円のほか、その他の事業で部分完了した事業約260万円となっています。

次に、今年度の事業については、計画どおり進んでおります。

以上です。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 先ほどの御質問の中で、全体事業費の8割程度を繰り越したというようなお話がございましたが、3月議会の繰越明許の議案書に載せております事業費については、あくまで繰越しをする事業の事業費を載せております。松前町が実際に行う事

業というわけではございませんので、その点は御理解いただきたいと思います。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 分かりました。

私が先ほど申し上げた部分で9億円とありましたが、今8億1,700万円と言われたのは、要するに3月議会のときに出てきた金額が9億円で、その3月のまだ事業が進行していますから3月末で幾らですかというのが8億1,700万円とこういう理解でよろしいわけですね。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） はい、そのとおりです。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 3月議会のときに、先ほどありましたプロモーションビデオ製作については完成が7月というふうにお聞きしとったものですから、そういう内容の金額を入れさせてもらったわけでありまして、その他についても私が確認させてもらったのは、要するに入札に時間がかかったとかそういう項目の説明をいただいたから、それをお聞きしたわけでありまして。

何はともあれ、当初予算で組んだものが当初年度内に完了してもらおうということが、資金の有効利用についても、エアコンであれば昨年12月の補正予算で町債5億円を起こしとるわけなんです。それが支払いが遅れるのであれば、後でもよかったんじゃないかなという一般的な考えで私は申し上げたんです。その辺について何かありますか。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） お金の支払いを伴う地方公共団体の仕事は、やはり4月1日から翌年の3月31日までに終わらせることが原則だと思います。ただ、支払いを終わらせるためには工事なり事業を全部完了させてからの支払いになります。ですので、エアコンにつきましては当然6月いっぱいまでかかる事業です。ですので、支払い等ができません。その関係で繰越しという形の予算を翌年度に持っていく形をとらせていただいていますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） その点はよく分かるんですけど、私も一般的な会計とこの企業会計とこういった公共団体の会計の、要するに資金繰りはちょっと分かりませんので、そういう説明をさせていただきました。なお、調査、調べさせていただいて、また分からないところがあれば質問をさせていただきます。

何はともあれ、私もこの3月議会で繰越しがこれだけあるかというのをびっくりした次第で、ふだんからの進行、進捗状況については今後よく見させていただきたいというふうに思っております。

次に、5件目、職員の定期異動についてを質問させていただきます。

最近、先般の報道で39歳以下の国家公務員の離職が増加している、その背景に何があるのかとの報道がありました。昨年、国の場合10倍以上の狭き門で採用された若手職員が、総務省では42名中14名、国交省では32名中8名、厚生省では30名中6名、文部科学省では31名中6名と135名中34名の方が、率で25.2%の多くの人が辞職しています。

その要因はいろいろあり、国をよくしたい、やりがいを感じる場所もあったが、細かなルールに固執する習慣にどうしてもなじまなかったり、毎年のように異動があり専門性が高められず、次の年にできるといいなと思っていたときに全然違うところに行かされてしまったりして、もう一年やりたかったという思いがあってすごく悔しい思いをしたというのが辞職の主な要因でした。働き方改革と言いながら、内部で一体何が起きているのでしょうか。

そこで、お尋ねをいたします。

松前町における職員、管理職の短期間での配置転換について。

今年4月、課長職が1年で多数かわりましたが、なぜでしょうか。1年で交代しては、どうしてPDCAサイクルの仕事の質が確保できるのでしょうか。人材育成の考え方についてお知らせください。

以上、1回目の質問とします。

**○議長（八束 正）** 理事者の答弁を求めます。

和田総務部長。

**○総務部長（和田欣也）** それでは、職員の定期異動についてお答えします。

本年4月の定期人事異動では、管理職の配置を大幅に刷新するとともに、係長への登用を積極的に行いました。これは、ますます複雑多様化する行政課題に対応するため、更なる組織力の強化と業務執行力の向上を目指すためです。

管理職45人の異動率は60%であり、そのうち配属1年で異動した課長職は、昇格者を除き3人います。いずれも適材適所の配置だと評価しており、人事異動後は効果的に機能しています。

行政事務は法令等によりその執行が定まっており、業務は途絶えることはなく、公務員は人事異動があることを前提に職員一人一人が責任を持って仕事をしています。人事異動があった場合は、個別の課題や懸案事項、経過や進捗状況などを書類にして後任者へ引き継ぎ、それを上司が確認しています。継続している案件は、後任者が引き続き対応し、改めて評価を行い、対策や改善を行いながら目標を達成します。

人材育成につきましては、平成31年3月定例会での金澤議員に対する答弁のとおり、松前町人材育成基本方針により適切に取り組んでいます。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 平成28年12月の私の一般質問の中で、町長は基本的には3年ということを基本に考えていますよというふうなところがあったわけなんですけど、そのときに事務的なところはほぼ共通しているので、特に問題ありませんというふうなお答えだったと思うんですが、そのあたり事務的なものは共通ですけども、それぞれの部署で企画し、立案して実行していくについては、やはり1年ではできないんじゃないかということ、その意味で3年というふうな理解をしとったんですが、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（八束 正） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 異動の3年というのは一般職の異動となりますが、基本的に毎年1月頃に理事者とか職員人事担当の係長で所属ごとに人事ヒアリングを実施しています。その中で、所属長との協議、それから自己申告書をもとに、それなどを勘案しまして人事異動をすることになりますので、一方的に決めているわけではございませんので、御理解いただけたらと思います。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうしますと、今後も1年で交代するということは可能性があると、こういう理解でよろしいですか。

○議長（八束 正） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） はい、そのとおりです。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 特に、以前にお聞きしたのでは、人材育成はOJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニングが主であると説明がありました。1年でこういったことが可能でありますように願っておりますので、きちっとOJTをお願いしたいと思います。

次に、6件目、国保医療費不正受領についてお尋ねをいたします。

毎日のように詐欺、他人をおとしめる犯罪等の報道と注意の報道があふれています。世の中全体が人間不信に陥っているのではないのでしょうか。やり場のない精神状態に、考えられない事件が多発しています。心が痛みます。

そういった中、6月6日の全員協議会でマッサージ医療費不正受領の報告があり、2016年12月から2018年10月の間で不正受領額44万9,210円があったとの説明がありました。次にお尋ねをいたします。

1つ目、いつ不正受給が発覚したのですか。

2つ目に、誰が確認したのですか。

3つ目に、行政に対して詐欺行為ではないのか、犯罪行為ではないのでしょうか。

法的処置は、なぜしないのですか。返す予定で済む問題ではないと思いますが、いかが



でしょうか。

事業所が閉鎖になったので、行政処分ができないという報告がありましたが、町民感情として乖離しているのではないのでしょうか。

6番目に、今後は対処するということですが、対処じゃなくてどのような対策をするのでしょうか。チェック方法とか。

7番目に、事業所の所在地は松前町ではないと聞きますが、他の市町村での不正受領はないのでしょうか。

以上、1回目の質問とします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

小池保険課長。

○保険課長（小池良治） 国保医療費不正受領について、国民健康保険療養費の不正請求案件についてお答えします。

まず、不正受給が発覚したのは今年の2月末です。保険課の担当職員が、情報提供元からの資料と松前町に存在する請求データを突合した結果、不正の請求があることを確認しました。

町としては、当初施術所に対して詐欺行為として刑事告発を考えましたが、顧問弁護士との相談を行い、立件が困難であるとの見解であったことから告発は行わず、不正請求により松前町がこうむった損害の賠償を求めることとし、施術所の代表者から松前町に不正請求を行ったことにより損害を与えたこと、その損害賠償債務の存在を認め、その弁済を行うことを誓約する誓約書を徴取したものです。

施術所に対する処分については、当該施術所を運営する法人は既に解散しており、清算事務遂行の範囲内でしか権利能力を有していないため、行政処分の対象にはなりません。

再発防止については、松前町の国民健康保険の被保険者に対して従来から行っている柔道整復師による施術の内容確認の抽出調査をマッサージにも拡大して実施することにより、不正の把握に努めます。

また、他の市町において不正請求があったかどうかは承知しておりません。

以上でございます。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 1回目の答弁をいただいたわけなんですけれども、いま一つよく分からないというか、一般的にはこれは許せる問題ではなくて、氷山の一角のような気がするんです。次にそういうふうなことが発生しないためにもきちっとすべきだろうと思うんですけれども、場所が閉鎖してるからとかというふうなことで、2月末にこれが分かったということであれば、3月のときにそういうふうな報告があってもしかるべきだと思うんですが、半年ずればこういった情報ちゅうのは大分変化してると思うんですけれど

も、そのあたりの、2月末にあったのが6月になったというのはどうしてなのでしょう  
か。

○議長（八束 正） 小池保険課長。

○保険課長（小池良治） 答弁の中でありましたように、2月には発覚しましたが、確認  
して弁済を行う誓約書を聴取したところで報告をさせていただくようにいたしました。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 弁済のときの制約ということですが、この弁済も普通で  
あればもう不正にとったお金を完全に完済して、決着つきましたという報告なら分かるん  
ですが、月賦でこれから返しますよという誓約書だろうと思うんですけど、ちょっとその  
あたりがどうなんですか。

○議長（八束 正） 小池保険課長。

○保険課長（小池良治） 完済予定は来年3月となっております。現実的に支払いしてもら  
えることを目的としまして、必ず払っていただけるような計画で作成をしました。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そういう不正受給をして、この方がどういう方か分かりませ  
んけれども、不正受給をして来年の3月、分割でどう払われるのか分かりませんけれど  
も、そのきちとしたことができるという担保はとっておられるんですか。

○議長（八束 正） 小池保険課長。

○保険課長（小池良治） はい。連帯保証人をとって、支払えない場合は連帯保証人から  
請求するようにしております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 5番目の、事業所が閉鎖されれば行政処分ができないというふ  
うにありますけれども、何かがあつてすぐ行政処分を逃れるために閉鎖してという、こ  
ういうふうな事例が次に出ても困ると思うんです。やはり、もう少し行政がきちとしたき  
然とした態度をとっていただくような考えはありませんか。

○議長（八束 正） 小池保険課長。

○保険課長（小池良治） 再発防止対策として、できるだけ早く不正内容を把握して、早  
急な手だてができるような体制をとっていきたいと思います。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 内容をきちっと把握していただいて、こういうことがあればす  
ぐ分かるというふうな対策、それが私は対処じゃなくて対策だと思うんです。プレスリ  
ースには対処しますと書いておりましたが、対処じゃなくて対策を是非お願いしたいと思  
います。

それと、7番目の、事業所の所在は松前町ではなく他の市町村とありますが、他の市町

村の不正受給がないかどうかは、やはりよそもないだろうかというふうなことを聞かないんでしょうか。

○議長（八束 正） 小池保険課長。

○保険課長（小池良治） 情報共有はしておりますが、他の市町のことにつきましては、対応は他の市町がすることでございますので、私どもの方で関知するところではないと思っております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 公共団体それぞれが共有の情報を持って、こういう不正についてはき然とした態度で取り組むというふうなことを、公共団体それぞれが情報の共有化というのはこういう問題については大切だと思うので、そういうふうな情報共有を是非ともできる場を持っていただいて、こういう不正が今後増加しないように取組をお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（八束 正） 小池保険課長。

○保険課長（小池良治） 更なる情報共有を行って、他市町とも協力して不正受給が起らないように手だてをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そのように是非取り組んでいただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員の一般質問を終わります。

昼食に入りますが、続けます。

4番影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 4番公明党影岡俊範、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私の方から、まず1問目として行政における働き方改革。内容的には、業務改善ということで質問させていただきます。

日本の人口は、2008年をピークに減少に転じております。人口が減れば労働力不足となり、その労働力不足を解消させるため、働き手を増やし出生率を上昇させ、労働生産性を向上させる必要があります。これを実施させようとする施策が、働き方改革であります。

行政に関わるものとして、非正規雇用の待遇差改善（臨時職員）、長時間労働の是正、柔軟な働き方ができる環境づくり、賃金引き上げと労働生産性向上。このうち、行政において長時間労働の是正が第一に挙げられるのではないかと考えます。

時間外労働の上限は、月45時間、年間360時間を原則とし、臨時で特別な事情がある場合でも年間720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間を限度に設定されております。

労働時間に関する制度の見直しがされております。

そこで、枠組みを設けるとそれを達成することが目的化され、かえって管理体制強化の業務が増えるという本末転倒の現象が発生するという懸念があります。

そこで、行政サイドでの全国的に県単位での行政の業務改革の取組が始まっております。1つは、業務フローの見直し、あるいは業務内容の見直し、ICT活用で全庁の情報共有化をすることによる事務の省力合理化、業務改善から更にもう一步踏み込んだBPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）、これは一般企業の取組であります、基本は現在の業務内容やフロー、組織の構造などを具体的に見直し、再設計するやり方であります。

そこで、お尋ねいたします。

当町における時短対策につながる取組は、どのようなものを現在検討、実施しようと考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

大川総務課長。

○総務課長（大川康久） それでは、行政における働き方改革についてお答えします。

国では、少子・高齢化に伴う生産年齢人口の減少や仕事と育児や介護の両立など、働く人のニーズの多様化を背景として働き方改革を推進しており、長時間労働の是正が課題の一つとなっています。

本町におきましても、長時間労働の是正、とりわけ時間外勤務の縮減が課題であると認識しており、平成31年3月定例会での金澤議員に対する答弁のとおり、時間外勤務縮減に係る基本方針を策定し、全職員に通知して能率的な職務執行、ワーク・ライフ・バランスの推進やノー残業デーを徹底するとともに、今年度から時間外勤務時間の上限管理を行うことにより、業務に対する時間と効率への意識を更に向上させるよう職員への意識啓発を行っております。

また、長時間労働の是正のためには、時間外勤務の縮減のほか、業務自体の改善も必要であることから、各部署において適宜業務の見直しを行うほか、アウトソーシングを導入するなど、職員1人当たりの処理時間を短縮するよう取り組んでいます。

そのほか、同じく3月定例会で金澤議員に答弁したとおり、職員1人に係る労務負担や時間を軽減するため、職員数を計画的に増やすことにしています。

今後とも、職員の健康管理面を最優先に、経費削減も視野に入れ、行政における働き方改革について引き続き検討を重ねたいと考えています。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 最初に申し上げましたように、そういう枠組みをつくって時短

という形にしますと、それを管理するところで逆に業務が増えるのではないかという懸念を持ちまして質問させていただきました。

具体的には、金澤議員の質問に対して答弁されたということですが、じゃあもっと具体的にどういうふうにされてるかということについての公表はされておられますでしょうか。

○議長（八束 正） 大川総務課長。

○総務課長（大川康久） 公表といいますか、今年度から月45時間の労働時間というのが導入始まりまして、仮に45時間を超えた場合は管理職が個人面談等を行いまして、業務の進捗、業務の取組方であるとか健康面についてのヒアリングを行います。それによりまして、もし健康面に不安等があれば適切な対応をする。医者にかけるとかそういったところも配慮する必要があるというふうになります。

どうしても45時間を超えてしまう業務というのも中にはありますが、そういうときには特別な業務としましては、例えば税務課なんかの確定申告、それから町税、国民保険税への賦課事務、これはある程度の一定期間どうしても集中しますので、そういったところに関しては、その上限時間の特例というのは外しております。

そういったところで、管理職についてはそういう時間外の勤務に際する業務というのは多少増えているのが事実であります。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 私の考えを申し上げます。

愛知県の弥富市で業務改善運動というのが、これをG-1グランプリとか称しまして、その目的が何なのかは、全職員の参加による改善運動を通じた職員の意識向上、改善、改革を歓迎する職場風土づくりの推進、取組実績の共有、横展開を通じた更なる改善運動の発展、チームでの取組を通じて職場内のコミュニケーションの向上と、こういうことを掲げて業務改善をそれぞれの部署で提案し、実行して、それを評価するというシステムをとっております。

そういう部署部署で、あるいはトータル的にそういうふうな意識改革をしていく取組を行政の中でこれから進められたらどうかということで、管理じゃなくってそういう意識を変えていくという取組を是非していただきたいなということで、これを取り上げました。

では、次に質問させていただきます。

臨時職員についてということで、臨時職員の処遇につきまして、当町の臨時職員と正職員では賃金に格差があると思うが、同一労働同一賃金への対応は必要ないのか。

2点目、70歳定年も提唱されている昨今、臨時職員採用の年齢制限を現在60歳から引き上げる考えはないのかということについてお尋ねいたします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） それでは、臨時職員についてお答えします。

臨時職員と非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することを目的として地方公務員法が改正され、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員が導入されることとなっています。

本町においては、これまでの臨時職員と非常勤職員の一部が会計年度任用職員に移行します。会計年度任用職員の導入により、一般職に適用される各規定が適用され、特に給付に関しては期末手当の支給割合の引き上げ、部分的な退職手当の導入など、従来の臨時職員と比較して勤務条件が向上します。

会計年度任用職員の採用の年齢制限については、正規職員とのバランスを考慮し、原則として60歳とする考えです。ただし、例外的に知識や経験を必要とする一部の職に職員をつける場合は、年齢よりもそれらを重視して採用することを考えています。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） ありがとうございます。

そうしましたら、この賃金に関しては前回法改正で説明いただいたということです。ということは、私の認識不足ということになりますか。

ということですね。

○議長（八束 正） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 会計年度任用職員制度の法改正につきましては、まだ説明していません。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 60歳ということについては現状はそのままいくという形でしょうか。採用につきましては。

○議長（八束 正） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 正規職員につきましては、条例で定めております。これに準用しまして60歳ということにしておりますけれども、専門性のある職員とか応募がないと、どうしても技術的なもので60歳以下では応募ない方とかにつきましては、60歳を超える場合もあるということにさせていただいております。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 年齢ではなく、能力とか経験とかということも考慮するという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（八束 正） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） はい、そうです。あくまでも一般職員ではなく、会計年度任用職員という形で採用させていただいたらと思っております。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） ありがとうございます。

最後の質問に移ります。

ファミリーサポートシステム、このシステムの拡充はということにつきまして、地域における子育て支援策として重要な役割を担っているこのシステム、子育て経験豊富な女性の活躍する場の提供という意味からも、行政が拡充の支援をしていく必要があると私は考えますが、現状の支援員の待遇をどう認識しておられるか。

2番目、改善向上させるための施策はお考えにあるのかということをお聞きさせていただきます。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

山田福祉課長。

○福祉課長（山田 運） ファミリーサポートシステムについてお答えします。

松前町では、まさきファミリー・サポート・センターという名称で同事業を行っています。

まさきファミリー・サポート・センターでは、利用会員とサポート会員の利用調整を行っており、利用料金については利用会員がサポート会員に直接支払う仕組みです。利用会員がサポート会員に支払う平日、日中の利用料金は、1時間当たり700円で、利用料金に対して町からの助成はありません。

利用料金について、サポート会員からは有償ボランティアとして奉仕活動をしている、報酬的にも評価して見直してほしいという御意見がある一方で、利用会員からは利用したいのに利用料金が高いという御意見もあります。

松前町では、子育てしやすい環境づくりを推進するため、ファミサポ事業の充実を図りたいと考え、町からサポート会員または利用会員への助成制度の導入や利用料金の見直しなどを検討しているところです。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 町からの助成も検討していくということでございますね。

○議長（八束 正） 山田福祉課長。

○福祉課長（山田 運） 先ほど御答弁しましたように、助成制度の導入も考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） このシステムを本当に有効活用できるような形で、それは助成なのかどうか分かりませんが、支援という形で町の方も努力していただきたいというふう  
に思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午後0時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 伊 賀 上 明 治

松前町議会議員 住 田 英 次



6月24日（第3号）

## 令和元年松前町議会第2回定例会会議録

令和元年6月24日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 住田 英次  | 2番 田中 周作   | 3番 金澤 浩   |
| 4番 影岡 俊範  | 5番 稲田 輝宏   | 6番 城村 トキ子 |
| 7番 村井 慶太郎 | 8番 藤岡 緑    | 9番 加藤 博徳  |
| 10番 八束 正  | 11番 岡井 馨一郎 | 12番 早瀬 武臣 |
| 13番 三好 勝利 | 14番 伊賀上 明治 |           |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |       |
|---------------|-------|
| 町 長           | 岡本 靖  |
| 副町長           | 升田 年紀 |
| 教育長           | 本馬 毅  |
| 総務部長          | 和田 欣也 |
| 保健福祉部長        | 大政 哲志 |
| 産業建設部長        | 松岡 謙三 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 仲島 昌二 |
| 総務課長          | 大川 康久 |
| 財政課長          | 合田 光隆 |
| 税務課長          | 米澤 浩樹 |
| 福祉課長          | 山田 運  |
| 町民課長          | 重松 修平 |

|                  |         |
|------------------|---------|
| 保 険 課 長          | 小 池 良 治 |
| 健 康 課 長          | 早 瀬 晴 美 |
| ま ち づ く り<br>課 長 | 横 山 眞 史 |
| 産 業 課 長          | 平 村 展 章 |
| 上 下 水 道 課 長      | 仙 波 晴 樹 |
| 会 計 課 長          | 楠 田 匡 志 |
| 学 校 教 育 課 長      | 住 田 民 章 |
| 社 会 教 育 課 長      | 黒 田 泰 弘 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|                  |         |
|------------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長      | 塩 梅 淳   |
| 議 会 事 務 局 記<br>書 | 徳 本 敏 子 |

令和元年松前町議会第2回定例会

議事日程表 No.3

|       |                                                    |          |       |
|-------|----------------------------------------------------|----------|-------|
|       | 令和元年6月24日(月)                                       | 午前10時30分 | 開議    |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                         |          |       |
| 日程第2  | 請願第1号 日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出について      |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                      | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第3  | 議案第22号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例   |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                      | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第4  | 議案第23号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例    |          |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                        | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第5  | 議案第24号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |          |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                        | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第6  | 議案第25号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例                   |          |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                        | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第7  | 議案第26号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例                         |          |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                        | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第8  | 議案第27号 松前町森林環境譲与税基金条例                              |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                      | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第9  | 議案第29号 令和元年度松前町一般会計補正予算(第2号)                       |          |       |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                                        | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第10 | 議案第30号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)                 |          |       |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                                        | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第11 | 議案第31号 令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)                |          |       |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                                        | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第12 | 議案第32号 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算(第1号)                   |          |       |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                                        | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第13 | 議案第33号 令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)                |          |       |

号)

|       |             |                            |    |    |
|-------|-------------|----------------------------|----|----|
| 上程    | 委員長報告（予算決算） | 質疑                         | 討論 | 採決 |
| 日程第14 | 議案第34号      | 令和元年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）    |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算） | 質疑                         | 討論 | 採決 |
| 日程第15 | 議案第35号      | 北公民館耐震補強建築主体工事請負契約の締結について  |    |    |
| 上程    | 提案理由説明      | 質疑                         | 討論 | 採決 |
| 日程第16 | 議案第36号      | 松前中学校改築先行建築主体工事請負契約の締結について |    |    |
| 上程    | 提案理由説明      | 質疑                         | 討論 | 採決 |
| 日程第17 | 議員派遣の件      |                            |    |    |
|       | 閉 議         |                            |    |    |
|       | 町長挨拶        |                            |    |    |
|       | 閉 会         |                            |    |    |

午前10時30分 開議

○議長（八束 正） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

2番田中周作議員、3番金澤浩議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 請願第1号 日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第2、請願第1号日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る6月11日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました請願第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

請願第1号は、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連で122か国の賛成を得て採択されました。この条約は、核兵器のもたらす残虐性や非人道性を告発し、核兵器の使用はもとより核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、貯蔵、移譲、受領、使用の威嚇など核兵器を全面的に禁止する画期的な内容で、2019年4月11日現在70か国が署名、23か国が批准しています。

唯一の戦争被爆国として、米国の核の傘に依存することなく、核兵器廃絶への流れを主導すべきであり、一刻も早く核兵器禁止条約に署名し、条約を批准することを求める意見書の提出を求めるものです。

審査の過程において、1970年に日本は核拡散防止条約に参加している。核非保有国が中心の核兵器禁止条約には、核保有国は不参加であり、対立性を招くのではないか。また、日本は国連に核兵器廃絶決議案を毎年提出しており、核兵器をなくそうと努力している。中立的な立場で核拡散防止条約を進めるべきと考える。趣旨としては、賛同すべきものはある。また、請願団体には松前町の女性団体等も入っている。日本が唯一の戦争被爆国であり、国の判断は別として、地方にこういう声があることを広め、政府に届けるべきであるとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、賛成少数で不採択と決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

請願第1号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

請願第1号を委員長の報告どおり不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（八束 正） 異議がありますので、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（八束 正） 起立多数です。したがって、本請願は委員長の報告どおり不採択とすることに決しました。

~~~~~

**日程第3 議案第22号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（八束 正） 日程第3、議案第22号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る6月11日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第22号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、投票管理者等の報酬額を改定するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、国会議員の選挙の執行経費は国から出るのかとの質疑があり、国が負担する。また、この改正は国会議員の選挙のみの経費ということで、ほかの選挙には当たらないのかとの質疑に対し、全ての選挙に該当するとの答弁がありました。法改正の

理由と単価の計算根拠について質疑があり、通常選挙の年に、主には物価の変動等を踏まえ、必要に応じて単価を改定している。単価の根拠についてのデータはないが、法律が改正され、増額と示されたため、それに準じ町の条例を改正するものであるとの答弁がありました。他の自治体との違いがあるのかとの質疑には、同じであるとの答弁がありました。

そのほか、開票立会人などは深夜に業務が及ぶ場合もあるので、単価について国等に提言してはどうかとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告をいたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第22号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第22号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

**日程第4 議案第23号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）**

○議長（八束 正） 日程第4、議案第23号松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長（城村トキ子議員） 去る6月11日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第23号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものです。



審査の過程において、町内に今回の条例改正に該当する施設はあるのかと質疑があり、現時点では該当施設はない。また、今後民間で事業所ができるとの話があったが、それは該当するのかと質疑があり、現在協議中の小規模事業者は今回の改正による基準を緩和する事業所には該当しないとの答弁がありました。10月からの幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法との関連はあるのかという質疑に、関係性はないという答弁がありました。

また、町長が認める場合の条件が示されてないため、何でもありとの解釈になるではないか。後で出てきたものはほとんどオーケーになる可能性があるが心配はないのかとの質疑に対し、町長が適当と認める条件とは認可外施設であって、3歳以上の受入れに余裕があるというのが基本的な条件でと考えていますとの答弁がありました。これに対し、文書上で明記しないのかとの質疑に対し、町の認可マニュアルにより整備したいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第23号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第23号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第24号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第5、議案第24号松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長（城村トキ子議員） 去る6月11日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第24号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童クラブの支援員の認定資格の研修の拡大のため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、今後支援員になる方に該当する研修か、今までの方には関係ないかという質疑がありました。今までは知事の行う研修だけでしたが、指定都市の長が行う研修でも構わないこととなり、今回から研修を受ける人が対象となるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第24号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第24号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

**日程第6 議案第25号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）**

○議長（八束 正） 日程第6、議案第25号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長（城村トキ子議員） 去る6月11日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第25号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、条例改正に伴い今より手続が遅れることはないのかという質疑があり、手続については変わっていないため、以前と同様の形で処理できるとの答弁がありました。また、委員からスムーズな対応をしていただきたいとの要望がありました。

保証人の範囲について質疑があり、連帯保証人は連帯して債務を負担する能力があり、弁済の資力を有する方、町内居住している方、申込人と同一世帯、同一生計でない方、連帯保証人となる方、又はその世帯員が災害援護資金の借受をしていないこと、また既にほかの災害援護資金の連帯保証人となっていないこととの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第25号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第25号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

**日程第7 議案第26号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）**

○議長（八束 正） 日程第7、議案第26号松前町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長（城村トキ子議員） 去る6月11日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第26号について、審査の内容とその結果を御報告いたしま

す。

この条例は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令により介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、所得の少ない第1号被保険者の介護保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の保険料率を定め、並びに改元に伴い規定整備をするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第26号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第26号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

**日程第8 議案第27号 松前町森林環境譲与税基金条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（八束 正） 日程第8、議案第27号松前町森林環境譲与税基金条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る6月11日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第27号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、木材の利用の促進に関する施策に要する経費に充てるため、森林環境譲与税を原資とする松前町森林環境譲与税基金を設置するため、新たに制定するものです。

この審査の過程において、森林環境譲与税の譲与はどのような形で行われるのか、また木材利用の促進について具体的に考えているのかとの質疑に対し、譲与は年2回、9月と

3月に半額ずつである、木材利用については町が整備をする公共建築物の木造化、木質化、木製品の導入の推進、公共事業における間伐材の利用促進等の実施を想定しているとの答弁がありました。

委員からは、公共性がある松前中学校の新築工事など、誰もが納得するような使用を考えてみてほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第27号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第27号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

- 日程第 9 議案第 29号 令和元年度松前町一般会計補正予算（第2号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）
- 日程第 10 議案第 30号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）
- 日程第 11 議案第 31号 令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）
- 日程第 12 議案第 32号 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）
- 日程第 13 議案第 33号 令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）
- 日程第 14 議案第 34号 令和元年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）（上

## 程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第9、議案第29号令和元年度松前町一般会計補正予算第2号、日程第10、議案第30号令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号、日程第11、議案第31号令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、日程第12、議案第32号令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号、日程第13、議案第33号令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第1号及び日程第14、議案第34号令和元年度松前町水道事業会計補正予算第1号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長加藤博徳議員。

○予算決算常任委員長（加藤博徳議員） 去る6月11日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第29号から議案第34号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第29号令和元年度松前町一般会計補正予算第2号は、歳入歳出予算に3億848万5,000円を追加し、総額を109億6,581万4,000円とするものです。

歳入予算の主なものは、国庫支出金を1億5,686万1,000円、繰越金を3,482万6,000円、諸収入を3,535万8,000円、町債を5,300万円増額し、繰入金を700万円減額するものです。

歳出予算の主なものは、民生費を5,537万3,000円、農林水産業費を4,052万9,000円、土木費を1億9,413万6,000円増額し、総務費を2,325万1,000円減額するものです。

審査の過程におきまして、総務部所管につきましては、定住促進事業について質疑があり、愛媛新聞社が紙面に企業、団体等の紹介記事を掲載するもので、民間企業等と自治体では松前町のみが参画する事業である。人口減少に歯どめをかけ、定住促進と松前町のPRも兼ね広告費を計上するものである。7月上旬から事業が実施され、企業ごとに新聞に掲載される。記事の大きさは片面のうち6分の1で、1回の掲載である。松前町の記事が掲載される時期は、今後の協議による。また、ウェブサイトでは常時掲載され、コンセプトブックは県内私立、公立の高校に配布する。高校生に配布し、進学、就職で1度県外に出ても、また松前町に戻り、定住をしてもらうことを目的としているとの答弁がありました。

来年度以降も継続するののかとの質疑に対し、愛媛新聞社が主体の事業であるため、継続するかどうかは未定である。継続される場合、費用対効果を確認し検討したいとの答弁がありました。

また、給料の増減は議案に上がっているが、手当の増減は議案として上げる必要はないのかとの質疑に対し、手当も条例に基づいて支給している。増減が必要な場合は条例の改正を提出する。今回退職手当負担金が増えたのは、年度末に定年前の退職者が出たため、それに対応するものであるとの答弁がありました。

次に、産業建設部所管につきましては、担い手確保・経営強化支援について、4連棟ハウスの費用を補助するとのことだが、全体の費用と参加者は何人かとの質疑があり、総事業費3,093万2,000円のうち1,500万円を補助するものである。申請者は1名のみであったとの答弁がありました。

委員からは、補助金等の周知や発信は、ホームページで実施しているとのことだが、ホームページ以外の方法についても考えてほしいとの意見がありました。

防災道路として整備している町道西古泉筒井線について進捗が遅いが、どのように考えているのかとの質疑に対し、国、県には重点的に補助金が確保されるように引き続き要望をしたいとの答弁がありました。

町道西74号線歩道整備工事の工事区間について質疑があり、伊予鉄道の土川踏切から旧宗意原保育所までを予定している。道幅が狭いため、ボックスカルバートで整備を行うとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管につきましては、放課後児童健全育成施設整備の、岡田小学校放課後児童クラブの駐車場用地の不動産鑑定委託料について、鑑定額を基準に買上げの話を進めるのかとの質疑があり、あくまでも鑑定結果を参考にしたいとの答弁がありました。

委員からは、せっかく不動産鑑定をするのであれば、それを基準にしっかり交渉に当たっていただきたいとの意見がありました。

また、システム改修委託料を障害者自立支援システム改修委託料と子ども・子育て支援システム改修委託料を二つに分けているのはなぜか、一つにして改修できないのかとの質疑があり、独立したシステムであるため、それぞれの改修が必要となる、あわせての改修はできないとの答弁がありました。

また、公共施設温暖化推進事業について、今公募しないと間に合わないということだったが、一般質問で、県内で公募は松前町だけで他の市町は来年度にするところがあるとの答弁があった。事業を急ぎ、今年度実施する理由は何かとの質疑があり、省エネ改修で効果が高いと見込まれる3施設を一度に改修するとなると、町の予算や国の補助金枠的にも採択される可能性が低くなるということで、今年度は松前公園体育館のみで、来年度に松前総合文化センター及び松前町総合福祉センターの2か所を改修する。令和2年度でこの事業は終了する。平成30年度に省エネ診断を行い、今年度一般財源の投入できる範囲を計算した中で2年間の事業としたとの答弁がありました。

コミュニティ対策についての質疑があり、助成金を使いながら行っているが、助成がおりれば実施し、おりなければ自主財源だけで実施するのかとの質疑があり、コミュニティ助成（宝くじ普及）の事業は、例年大字に御案内し、応募している。今回新たに見つけた補助金に、まさきーいいとこ見つけ隊が応募したところ決定されたものである。地域活動を活性化したいので、助成金を探し地域を積極的に応援したいと考えている。

新規事業である地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業の事業内容としては、松前町のまち歩き、レンタサイクルやバスを使った松前町のいいところのツアーなど、企業と協賛した事業の実施を考えているとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管につきましては、松前公園体育館省エネ改修工事を行うに当たり、指定管理者で民間に委託しているが、営業に支障はないのかとの質疑があり、工事期間が決まれば業者と指定管理者に説明をし、使用時期について調整を行うなど協力をお願いするようにしているとの答弁がありました。

また、公園体育館の空調設備の設置状況について質疑があり、1階部分は冷暖房設備がついているが、2階、アリーナ部分についてはついていない。今回の改修は1階の空調設備の取替えであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第30号令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費と、県の国民健康保険事業費納付金の確定により補正するものです。

審査の過程におきまして、人件費の増額は職員が増員となったということなのかとの質疑があり、人事異動による職員の給与額の違いによるものであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

続きまして、議案第31号令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費を補正するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第32号令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費及び認知症総合支援事業費の特別旅費を補正するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第33号令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費を補正するものです。



審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第34号令和元年度松前町水道事業会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費を補正するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第29号から議案第34号までの報告を終わります。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第29号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第29号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第30号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第30号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第31号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第31号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第32号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第32号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第33号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第33号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第34号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第34号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第35号 北公民館耐震補強建築主体工事請負契約の締結について  
(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第15、議案第35号北公民館耐震補強建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第35号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、合田財政課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長(八束 正) 合田財政課長。

○財政課長(合田光隆) それでは、議案第35号北公民館耐震補強建築主体工事請負契約の締結について補足説明をいたします。

議案書は1ページになりますが、参考資料にて説明いたしますので、参考資料の1ページをお開きください。

では、説明させていただきます。

施工場所は、伊予郡松前町大字昌農内456番地1、入札日は令和元年5月20日で、入札方法は一般競争入札で実施しました。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成日は令和2年3月31日の予定としております。入札参加業者は、株式会社岡崎工務店、株式会社三洋建設、株式会社鈴木建設、株式会社成武建設松前営業所、大和コンストラクション株式会社松前営業所、松前土建株式会社の6社です。

入札の結果、低入札調査基準価格を下回った業者が、株式会社三洋建設と株式会社岡崎工務店の2社おりましたが、株式会社三洋建設については低入札調査を辞退したため、低入札調査対象業者は株式会社岡崎工務店となりました。令和元年5月30日に業者に対し聞き取り調査を行い、同年6月11日に低入札調査委員会を開催し、審査を行った結果、特に

工事内容に支障がなく施工可能と判断したため、松山市福音寺町239番地の株式会社岡崎工務店を落札業者として現在9,936万円で仮契約を行っています。

次に、工事の概要について説明いたします。

今回施工する北公民館は、鉄筋コンクリート造地上2階建ての延べ床面積1,280平米。昭和54年度に建設されたもので、現在の耐震基準を満たしておらず、老朽化も進んでいるため、今回耐震補強工事にあわせ改修工事も同時に行うものです。

2ページ、3ページを御覧ください。

改修前と改修後の1階平面図になります。

3ページの黒色で示している箇所は、耐震補強工事を施工するもので、町内の小・中学校耐震工事でも採用した鋼板内蔵コンクリートブレース補強を1階に3工面行うものです。また、図面中の壁際にある黒い三角を囲んだ丸印は耐震スリットで、11か所設置します。斜線で示した箇所は、今回の工事で新設する重立ったもので、玄関前に設置されていました2階までのスロープを撤去し、室内階段の右側にエレベーターを設置し、また玄関位置の変更を行い、新たに事務室を設けます。その他、耐震工事にあわせて行う主な改修工事として、トイレや各部屋の改修、外壁塗装、照明器具のLED化などがあります。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

これは改修前と改修後の2階平面になります。1階同様トイレや各部屋の改修、外壁塗装、照明器具のLED化などになります。

続いて、6ページ、7ページは、改修前と改修後の南側と西側の立面図になります。

8ページ、9ページは、同じく改修前と改修後の北側と東側の立面図です。

10ページを御覧ください。

今回の入札の執行表になります。ここに記載されている金額は消費税抜きの金額となっております。予定価格1億420万円に対し、落札金額は9,200万円ですので、落札率は88.3%となります。

なお、供用開始は令和2年4月上旬からを予定しています。

以上で説明を終わります。

**○議長（八束 正）** 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

村井慶太郎議員。

**○7番（村井慶太郎議員）** 追加議案で出てきたものですから、なかなか議論もできずに、ちょっとお伺いしたいところが二、三点あります。

最初に、一応これ町外業者に決定されたということなんですけど、この町外業者が松前町に対して何か納税、税金を何ぼか払うとるんかどうかというのが1点と。

低入札調査委員会ですか、低入札調査委員会で聞き取り調査があったと思うんですけ

ど、下請業者を松前町内業者を優先するとかそういうふうなことがあったんかどうかという2点をお聞きしたいんですけど、どうですか。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 町外業者について、納税の方は一部、金額を今手元にないんですけど、納税はされております。全部ではありませんが、一部の業者については納税があります。

（7番村井慶太郎議員「この町外業者の分」の声あり）

町外業者の納税については、ちょっと手元に資料が今ございませんが、一部納税されている業者もございます。

（7番村井慶太郎議員「いやいや、質問が分かってない」の声あり）

（「納税業者になっとるかどうか」の声あり）

失礼しました。

岡崎工務店は、納税はされておられません。

（「うん」の声あり）

岡崎工務店については、納税はございません。

あともう一点が、下請業者につきましては町内業者優先という形は、極力お願いはしている状態ではございますが、公示の条件の中にも協力はお願いはしている状態です。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 下請の町内業者の協力は町がお願いしたということなんやけど、これ工事も大きいいろんな業種の方が入られると思うんやけど、そこらは聞き取り調査なり何なり低入札調査委員会もあるでしょう。そこらで強制はできんのかも分からんけど、町外業者で納税もされてない業者なんでしょう。僕は、もうちょっとそういうとこ強く言うてもらうんがええんかなと。

それと、僕はもう当初から町内業者の育成ということで6社のうち3社が町内業者で2社が準町内業者で、一般競争入札で仕方がないんかなとは思んですけど、もうちょっと町内業者を優遇していただいて、一般競争のハードルを町内業者になるような形でやっていただきたいなと思うので、これから町の持ち物を町外業者、特に納税も1銭もされていないような業者が工事するのは、僕は松前町民、一町民として心が痛いんですけど、今後一般競争入札でそういうふうな方策っちゅうか、そのようなものはないんですか。お聞かせ願いたいんですけど。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 入札条件につきましては、町外業者に対して、今回の場合格付

等級はA級で、経営規模と総合評点値通知の総合評点が1,000点以上の二重の条件をかけています。

町内業者に関しては、格付等級がAだけではなくBも含め、総合評点の付加もしておりません。そのため、町内業者は町外業者に比べ、かなり参加しやすい条件となっております。

また、一般指名競争の方では、極力町内業者に優先した入札を行っていますが、一般競争入札では工事金額も大きくなり、工事の難易度も上がるため、町内業者だけでなく広く公募をかけ競争を図りたいと思っています。

ただ、町内業者への優先を考慮し、町内業者への参加条件についてはこれまでどおり町外業者より参加しやすいようには配慮していきたいと考えています。

以上です。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 町内業者の優遇もちょっとあるということなんですけど、反対はせんのやけど、やっぱり松前町に最低納税、税金を何ぼか納めてくれるような、この準町内業者とか、それなら僕もあれするんやけど、全然松前町に納税もされてない人が税金で工事していくということで、今後考えていただいたらと思います。

以上です。

○議長（八束 正） ほかにありませんか。

加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 2点お聞きします。

先ほど説明がありましたが、岡崎工務店は低入調査対象業者であったということでしょうか。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） はい。岡崎工務店は、低入の調査対象業者になっております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 低入の状況からすると、低入というのは設計金額に対して低かったところという解釈を私はしとったんですが、それで合ってますか。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） はい。低入調査というのは、基本的にこちらの執行表に書いてあるんですが、調査基準価格、これがこれまでの落札のライン、落札の最低制限価格に当たるものになります。それよか若干下がったところの業者について、その業者が工事できるかどうかというのを確認するための制度です。

ですので、今回岡崎工務店につきましては、その基準価格より若干下がったために、その調査の対象となったということになります。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 3回目ということになるんですが、そうしますとせっかく設計費を、高額な設計費を出して、設計金額が出て、それよりも低い入札であるということは、この設計金額が安いやつ、それよりも安い金額でできるということは設計金額がおかしかつたと、こういうことになるんですか。

そうすると、高額なお金を出して設計費を出しても、本当にそれを、さっきありましたけども、きちっと利用して、その工事が保証できるということが心配になるんですけど、そのあたりはどうですか。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 一般的に行われている入札の最低制限価格というのは、その価格までなら内容の保証ができるだろうというめどで、これは全国的に使われるものです。今回、調査基準価格っていう価格が、先ほど説明しましたように、最低制限価格に当たるところにはなるんですけど、やはり低入札制度を設けた理由としましては、内容的に安くできる業者があれば、その安く同じ内容のものをつくっていただく方が、やはり公金を扱う自治体としてはメリットがあると考えた制度であります。

ただ、これはのべつ幕なしに下に下がる金額を受け入れるわけじゃなくて、どうしても途中足切点というのは当然設定します。厳しい価格をつけたところについては足切で、もうその時点で失格という形をとらせていただきます。

今回、その失格まで至らなかった岡崎工務店が調査の対象となった。当然、金額が下がっていますので、その金額内でいかな状況で工事ができるかどうかというのを専門的な方も交えて委員会の方で審査をして、その内容だったらこちらから要求した内容が満たしたものをつくっていただけるだろうという判断をした上で、この業者の審査をさせていただいています。

以上です。

○議長（八束 正） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑は終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第35号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されまし

た。

~~~~~

**日程第16 議案第36号 松前中学校改築先行建築主体工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）**

○議長（八束 正） 日程第16、議案第36号松前中学校改築先行建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第36号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、合田財政課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、議案第36号松前中学校改築先行建築主体工事請負契約の締結について補足説明を行います。

議案書は3ページになりますが、参考資料にて説明いたしますので、11ページをお開きください。

説明させていただきます。

施工場所は、伊予郡松前町大字浜963番地。入札日は、令和元年5月20日で、入札方法は一般競争入札で実施しました。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成日は令和元年11月22日の予定としております。

入札参加業者は、株式会社三洋建設、株式会社鈴木建設、松前土建株式会社の3社です。入札の結果、株式会社三洋建設が低入札調査基準価格を下回ったため、令和元年5月30日に業者に対し聞き取り調査を実施し、同年6月5日に低入札価格調査委員会を開催し、審査を行いました。

その結果、特に工事の実施に支障がなく施工可能と判断されたため、株式会社三洋建設を落札業者とし、現在4,580万2,800円で仮契約を行っています。

次に、工事の概要について説明いたします。

12ページをお開きください。

灰色で示している箇所が今回工事を行う場所になります。

13ページは、12ページで示された工事箇所を拡大した平面図になります。

主な工事として、建築面積81.61平方メートルの屋外倉庫と、貯水量60立方メートルの防火水槽の設置、また屋外への出入り用のげた箱に設ける延長21.6メートルの架設用屋根



や、延長33.2メートルのアルミ製フェンスです。

14ページと15ページを御覧ください。

屋外倉庫の平面と立面図になります。今回施工する屋外倉庫の上には、別途工事により受水槽と受電設備を設置する予定です。

16ページを御覧ください。

施工する60立方メートルの防火水槽の平面図と断面図及び配筋図になります。

17ページを御覧ください。

今回の入札の執行表になります。ここに記載されている金額は消費税抜きの金額となっております。予定価格4,820万円に対し、落札金額は4,241万円ですので、落札率は88%となります。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第36号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第17 議員派遣の件

○議長（八束 正） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

なお、研修内容等に変更が生じた場合、議長において判断をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。  
お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。  
お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の許可をいただきましたので、令和元年第2回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。おかげをもちまして、提案させていただきました全ての議案につきまして議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして十分に配慮してまいります。

さて、間もなく松前町に新しいグルメ、松前餃子が誕生します。これは、商工会青年部の有志により考案されたもので、昨日から27日の木曜日まで、松前町消防署東側に完成した松前餃子販売店においてこの松前餃子のプレ販売が行われています。また、28日の金曜日には、開店を記念してオープニングイベントも開催される予定です。私、昨日早速購入をし、いただきました。松前町のはだか麦や義農味噌を使い、松前の味がギュッと詰まった餃子に仕上がっていました。松前町の若者の新しい力を感じており、これからの発展をととても楽しみにしております。是非皆さんにも食べていただき、松前町の若い力を応援していただければと思います。

さて、議員各位におかれましては、本議会が今期最後の定例会でした。この4年間、町政の推進のため格別の御尽力を賜り、町民を代表いたしまして深く感謝を申し上げます。今期をもって勇退されます議員各位におかれましては、長きにわたり松前町の発展のため、全力を尽くしていただきましたことに心から感謝の意と敬意を表します。議員を勇退した後も、健康に十分御留意いただき、今後も各地域の発展のために御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、再選を期して町民に信を問われます議員各位におかれましては、再び町民の信任を得て、この議場でお会いできますことを御期待申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八束 正） これにて、令和元年松前町議会第2回定例会を閉会します。

午前11時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 田 中 周 作

松前町議会議員 金 澤 浩